資料１－２

# 第6次豊橋市総合計画
# 後期基本計画　骨子（案）

令和7年7月

豊橋市

# 目　　次


Ⅰ　後期基本計画策定の趣旨…… 3

Ⅱ　総合計画の構成と計画期間…… 4

Ⅲ　人口・世帯数の推移と推計…… 5

Ⅳ　社会潮流と基本認識 …… 10

Ⅴ　分野別計画…… 13
1　豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち …… 15
2　活力みなぎり、はつらつと働けるまち…… 27
3　命の安全、心の安心が確保されたまち…… 37
4　みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち …… 47
5　互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち…… 61
6　魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち …… 75
7　自然と共生し、地球環境を大切にするまち…… 85
8　暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち…… 95

Ⅵ　まちづくり戦略（第3期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略）…… 107
1　安心に包まれた子育て・教育環境づくり …… 108
2　希望に満ちた仕事づくり…… 109
3　定住につながるまちの魅力づくり …… 110
4　暮らしを支える都市空間づくり…… 111

Ⅶ　基本計画推進のために…… 113

Ⅷ　これまでの主な取り組み …… 117

Ⅸ　今後のスケジュール …… 121

# Ⅰ　後期基本計画策定の趣旨

基本計画は、基本構想に示された本市の目指すまちの姿の実現に向けて総合的かつ計画的に施策を推進するために定めたものであり、本市の総合的な行政運営の基本となるものです。

人口減少や少子化・高齢化の進行、デジタル化社会の進展や激甚化する自然災害、地域紛争など、社会経済環境が目まぐるしく変化する中、複雑化・多様化する市民ニーズに対応しながらさまざまなパートナーとともにまちづくりを進めていくため、2025（令和7）年度で終了する前期基本計画の見直しを行い、2026（令和8）年度から5年間の後期基本計画を新たに定めるものです。

# Ⅱ　総合計画の構成と計画期間

第6次豊橋市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されています。

本計画は、2026（令和8）年度から 2030（12年）度までの5年間を計画期間とする後期基本計画として策定するものです。

- 基本構想は、将来目標として本市が目指すまちの姿と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を明らかにするものです。
- 基本計画は、基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、政策ごとの取り組みの基本方針（分野別計画）や、戦略的な施策（まちづくり戦略）を明らかにするものです。なお、まちづくり戦略は、第3期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体のものとなります。
- 実施計画は、基本計画の取り組みの基本方針に基づいて、具体的な事業計画を明らかにするものです。

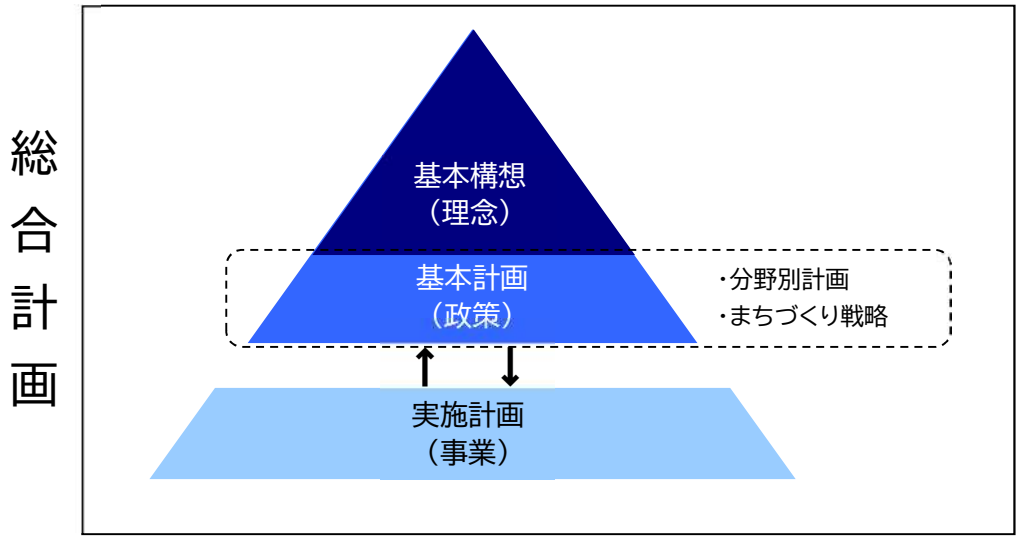


○基本構想　2021（令和3）年度から10年後にあたる2030（令和12）年度を目標年次とします。

○基本計画　2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間を後期基本計画期間とします。

○実施計画　計画期間を3年間とし、毎年見直すこととします。

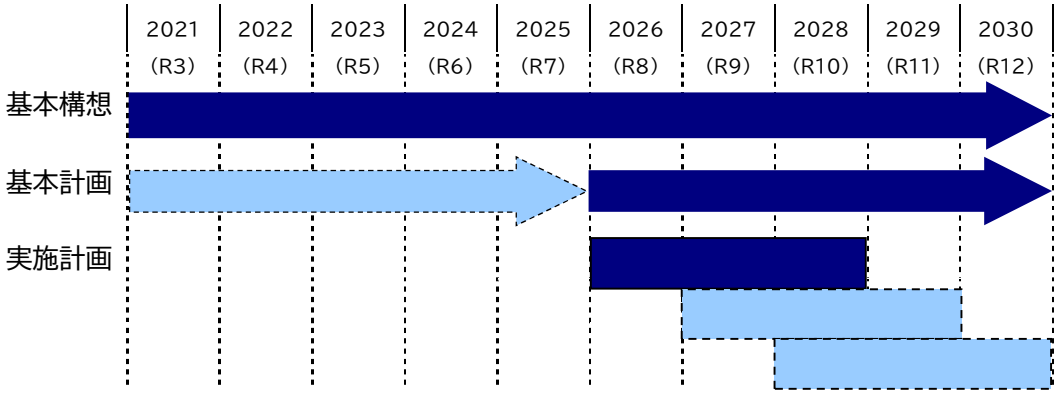

# Ⅲ　人口・世帯数の推移と推計

## 1. 人口

本市の人口は市制が施行された1906（明治39）年から100年余りでおよそ10倍にまで増加し2010（平成22）年には376，665人に達しましたが、その後10年間で約4，700人減少し、2020（令和2）年には371，920人となりました。

また、本市の自然動態や社会動態といった人口変動の状況を踏まえ、2025（令和7）年以降の将来人口を推計すると、第6次豊橋市総合計画の最終年である2030（令和12）年には　348，000人まで減少する見込みとなりました。

未婚化や晩婚化などに起因する出生数の低迷や、大都市圏への若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、このままでは、人口の減少は長期化し、2050年（令和32）年には　300，000人を下回る291，000人まで減少するものと考えられます。

## 2. 世帯数

本市の世帯数は　2020（令和2）年に151，377世帯となり、市制が施行された年のおよそ15倍にまで増加しました。一方、1世帯当たりの人員は、1930（昭和5）年では5．4人でしたが、2020（令和2）年には2．5人にまで減少しました。

また、2025（令和7）年以降の将来世帯数を推計すると、2030（令和12）年に155，000世帯にまで増加し、その後横ばいから緩やかに減少に転じ、2050年（令和32）年には151，000世帯になるものと考えられます。なお、1世帯当たりの人員は、2050年（令和32）年には1．9人にまで減少する見込みとなり、今後も核家族化や単独世帯の増加が続くものと考えられます。

≪人口･世帯数の推移と推計≫

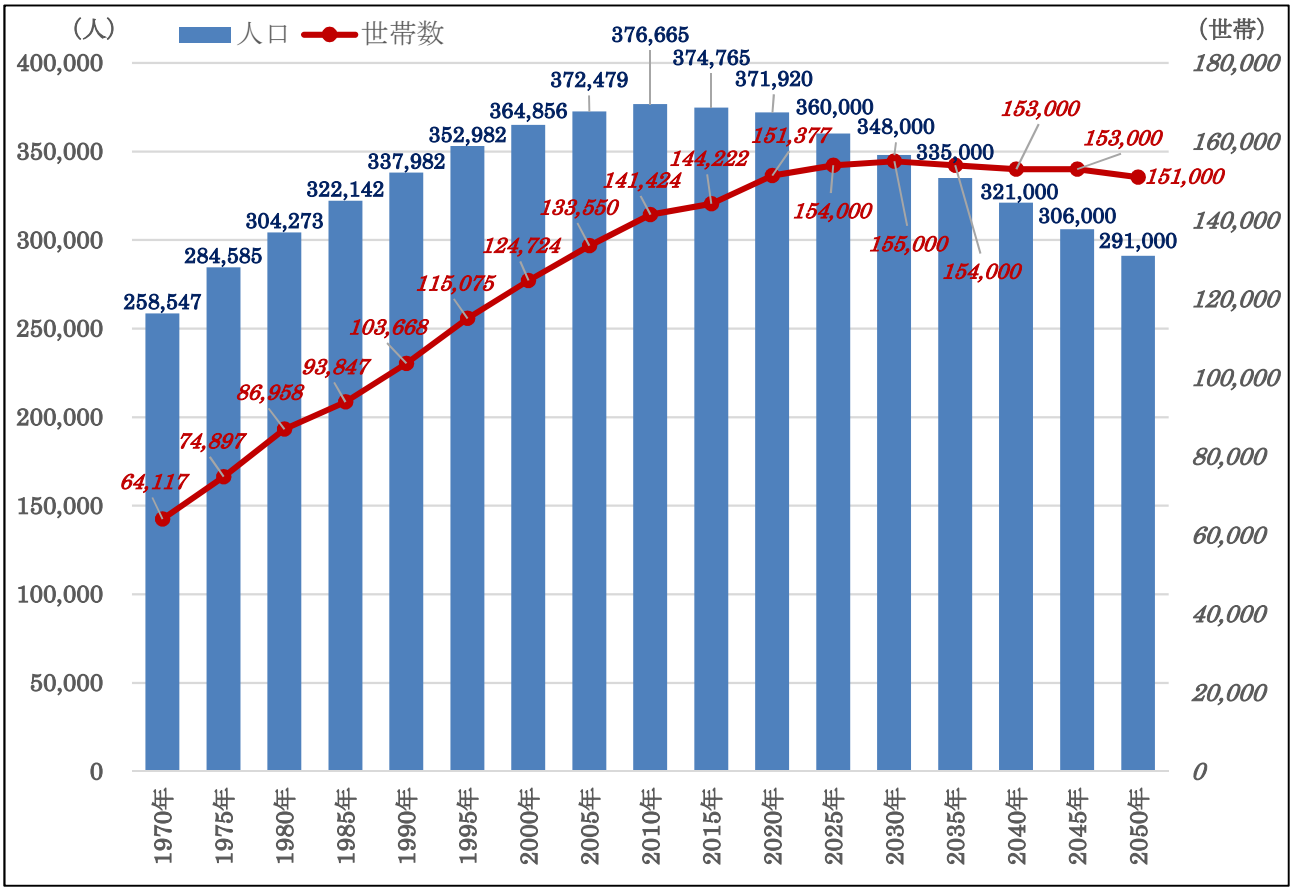


※2025年以降はコーホート要因法による本市独自推計値　　資料／国勢調査

## 3. 年齢階層別人口

本市の年齢階層別人口を見ると、一貫して年少人口と生産年齢人口の総数・割合は減少し、老年人口は増加しています。また、2030（令和12）年にはおよそ3人に1人にまで高齢化が進む見込みです。年齢5歳階級別人口構成では、少子化・高齢化を表す「つぼ型」が一層鮮明となる見込みです。出生数の低迷だけでなく、平均寿命の延伸などの社会的背景も相まって、少子化・高齢化は年々進むものと考えられます。

≪年齢階層別（3区分）人口の推移と推計≫

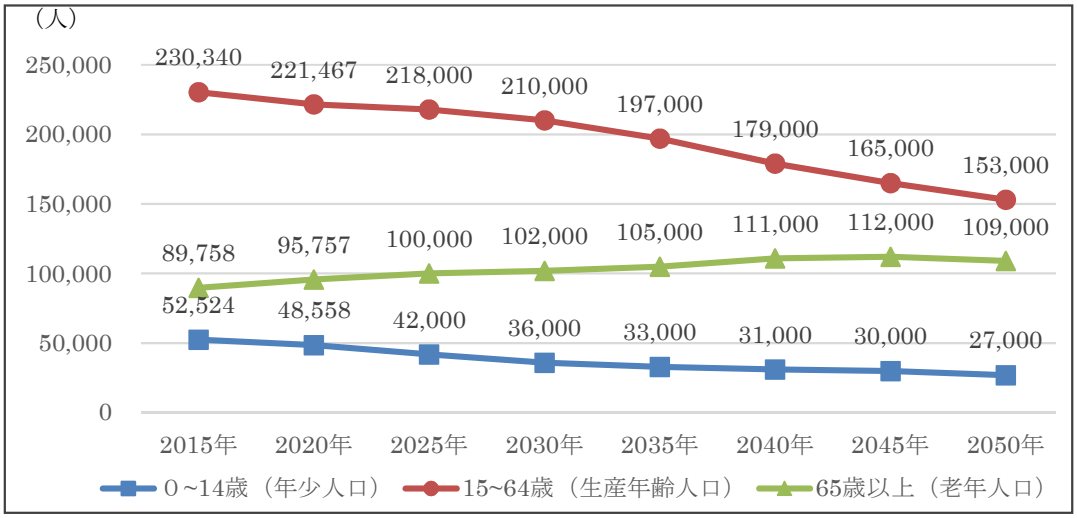


※2025年以降はコーホート要因法による本市独自推計値　　資料／国勢調査
※2015年、2020年は年齢不詳分を加味していないため合計値が人口推計の総数と一致しません。
※2025年以降は端数処理のため３区分の合計値が人口推計の総数と一致しない場合があります。

≪年齢階層別（3区分）人口構成比の推移と推計≫

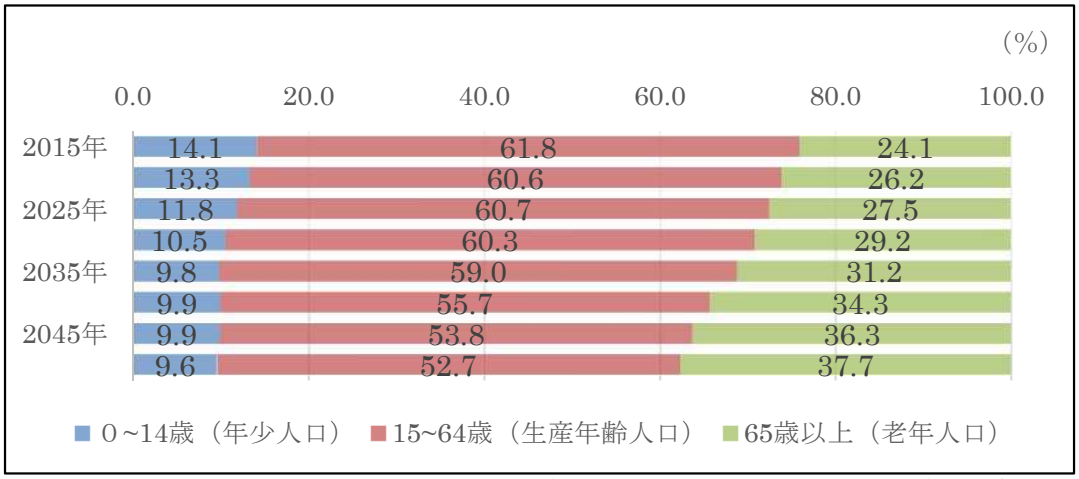


※2025年以降はコーホート要因法による本市独自推計値　　資料／国勢調査
※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が100にならない場合があります。

≪年齢5歳階級別人口構成≫

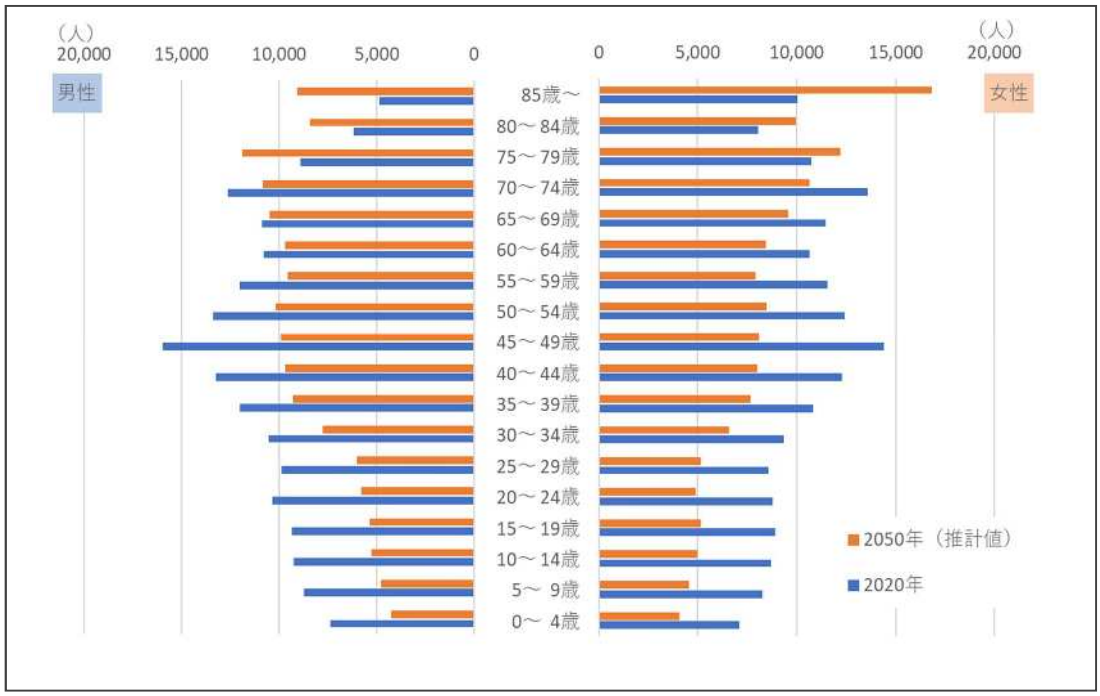


※2050年はコーホート要因法による本市独自推計値　　資料/国勢調査

# Ⅳ 社会潮流と基本認識

## 1. 人口減少と人口構成の変化がもたらすもの

わが国の総人口は、2008（平成20）年の1億2，808万人をピークに減少局面に入り、死亡数が出生数を上回る人口自然減が続く本格的な人口減少社会を迎えています。

2020（令和2）年には1億2，615万人となり、総人口に占める65歳以上の老年人口割合は28．6％と前回の国勢調査より上昇するとともに、15歳未満の年少人口割合は12．1％と低下しており、少子化・高齢化が進むことで人口の年齢構成を示す人口構造の変化が進んでいます。

人口減少の進行は人口構造に大きな歪みをもたらし、労働力不足や社会保障などに係る費用の増大、空き家の増加、地域コミュニティにおける担い手不足など、暮らしのさまざまな場面にさらなる影響が懸念されます。

このため、まちの持続可能性を考慮し、長期的な視点から人口減少を見据えたまちづくりを進めるために必要な政策を検討する必要があります。

一方で国は、深刻化する人手不足への対応として、外国人材受入れ施策のさらなる拡大へと大きく舵を切ろうとしています。外国人が数多く居住する本市においては、外国人市民の流出入は市の人口構造に大きく影響を及ぼすことから、引き続き、国の動向を含む今後の変化に対応していく必要があります。

## 2. あらゆる脅威への危機管理

近年、人々の生命と財産を脅かす甚大な自然災害が頻発しており、本市においても、2023（令和5）年の台風第2号によって、市内各所が大きく被災しました。今後も同様の自然災害が懸念されることに加え、将来的な南海トラフ地震の発生も予測されていることから、市民の安全・安心を確保するための危機管理の強化が求められています。

また、2020（令和2）年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、日常生活や社会経済に甚大な影響を与えました。2023（令和5）年5月には5類感染症に移行し、感染拡大以前の落ち着きを取り戻しましたが、新たな感染症が発生・拡大した際に対応できる社会システムの構築が求められます。この他にも、国際紛争や貿易摩擦、サイバー攻撃などにより、市民生活や経済活動に大きな支障をきたすなど、制御することが困難な危機事案は数多く存在します。

これまでの過去の事象から得た経験や知識、さらには反省や教訓を、今後発生し得るあらゆる危機事案の対策や対応に生かし、常に最悪の事態を想定し事前に備えておくことで、致命的な被害を回避し、迅速に立ち直ることのできる、強さとしなやかさを兼ね備えたまちづくりを進めていく必要があります。

## 3. 急速に発展する技術

AIや自動運転などの技術は、今後人々にとってより身近なものとなり、生活や経済活動に大きな変化をもたらすことが考えられます。国は、デジタル技術を駆使した新たなビジネスモデルの確立や既存業務を変革するDXを推進しています。

先進技術の活用を、生産性の向上や人口減少による労働力不足を補うためだけでなく、より快適で幸せに暮らすことのできる社会を実現していくためにさまざまな分野に取り入れていくとともに、利活用できる人材の育成が求められています。

引き続き、先進技術の恩恵を多くの人が享受できるようにするとともに、人材の育成・確保を図り、官民を挙げて社会課題の解決に取り組むことで、市民生活の質の向上や地域経済の活性化につなげていく必要があります。

## 4. 誰もが活躍することのできる社会

社会環境の変化に合わせて、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。人生100年時代と言われる中、誰もが住みたい地域で、暮らし方や働き方を自由に選択でき、互いの個性や人権を尊重しながら、健康で心豊かに暮らし続けられる環境が望まれています。

また、ライフスタイルや価値観の多様化に加えグローバル化の進展を背景に、年齢、性別、国籍、文化、習慣、障害の有無などにかかわらず、個人として尊重され、それぞれが活躍できる環境づくりを求める機運が高まっています。 相互に違いを理解し、多様性を生かして支え合うことができるよう、きめ細やかな支援が求められています。

本市においても、多様性に関する理解促進に向けた取り組みを加速させ、誰もが安心して活躍することのできるまちづくりを進めていくことが必要です。

## 5. 持続可能な社会

地球温暖化に伴う異常気象や貧困、格差、差別など、世界が抱える深刻な問題に対応するため、2015（平成27）年の国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGsは、日本においても広く普及しており、さまざまな取り組みが進められています。 このような中、本市は、2019（令和元）年に内閣府の「SDGs未来都市」の選定を受けており、地域社会を取り巻く諸課題の解決に向け、さまざまな取り組みを展開しています。

SDGsの目標達成年である2030（令和12）年は、第6次豊橋市総合計画の計画期間終了年度でもあります。貧困や教育などの社会面の課題、産業基盤の整備や資源の有効活用、働き方の改善などの経済面の課題、そして地球環境や気候変動などの環境面の課題に正面から向き合い、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、少子化・高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出の増加や老朽化した道路、上下水道をはじめとする公共施設の適切な管理・運営は重要な課題です。行政を取り巻く課題は高度化、複雑化しており、単体の自治体だけでは解決が難しい事案が数多く存在しています。

こうした中、不断の行財政改革をはじめ、インフラや公共施設の最適化、スケールメリットを生かした広域連携による市民サービスの向上など、人口減少に適応した持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

# Ⅴ　分野別計画

分野別計画は、総合的かつ計画的な行政運営をもって基本構想に掲げる目指すまちの姿の実現を図るため、分野別に整理した「政策」ごとに、「取り組みの基本方針」や「未来をつくる　みんなのアクション」などを明らかにするものです。

# 1　豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

1　子育て支援・児童福祉の充実

2　学校教育の推進

3　生涯学習・地域教育の推進

4　科学教育の推進

5　子ども・若者の健全育成

# 1－1　子育て支援・児童福祉の充実

すべての子どもが夢や希望を持って健やかに成長でき、子育て家庭がゆとりを持って子育てを楽しむことができるよう社会全体で支えるまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 婚姻数の減少や子育てにかかる経済的な負担への不安など、さまざまな要因により、本市の出生数は年々減少しています。
- 子育て家庭における共働きの割合の増加とともに、仕事と子育ての両立に対する不安や負担などの困りごとを抱える家庭も多く、妊娠から、出産、子育てにわたる切れ目のない支援に、社会全体で取り組む必要があります。
- 保育所等における4歳児以上に対する保育士の配置基準が2024（令和6）年度に76年ぶりに見直されたことに加え、休日保育や延長保育、一時預かりなどニーズが多様化していることから、保育に関わる人材不足に拍車がかかっています。
- 地域における見守りや交流機会の提供など、安心して子育てできる環境づくりを進める必要があります。
- こども若者支援センター（ココエール）に寄せられる児童相談件数は年々増加しており、児童虐待や子育て、しつけ、不登校、ヤングケアラーなど相談内容も幅広いため、関係機関との連携や地域に根差したきめ細かな支援が必要です。
- 2024（令和6）年度に設置した「こども家庭センター」では妊産婦と乳幼児の健康の保持及び増進、並びに子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を行い、母子保健機能と児童福祉機能の連携を強化しています。

【取り組みの基本方針】

## 1. ゆとりを持って子育てができる環境づくり

ライフスタイルや価値観に合わせ、一人ひとりが希望する結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、子育て支援サービスの充実や経済的負担の軽減により、子育てにゆとりを持てる環境づくりを進めます。

## 2. 幼児期の教育・保育の充実

質の高い幼児教育・保育を提供するとともに多様化する保育ニーズに対応するため、保育環境の充実を図ります。

## 3. 地域における子育てへの支援

子育てへの不安や負担を軽減するため、相談体制を充実するとともにさまざまな保育サービスを提供し、保護者に寄り添った適切な支援を行います。また、関係機関や地域住民、企業等と連携し、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

## 4. 子どもの権利を守る環境づくり

すべての子どもの権利が尊重されるよう、子どもの声を聴き、子どもと子育て家庭に寄り添った環境づくりを進めるとともに、「こどもの権利条例」の制定に向けた検討を行います。

また、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、こども家庭センターによる切れ目のない支援を強化するとともに、児童相談所の設置に向けた検討を行います。

## 5. ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等が自立して安定した生活を送れるよう、情報発信や相談体制の強化を図ることにより、保護者への経済的支援や就業支援に取り組みます。

# 1－2 学校教育の推進

子どもたちの「生きる力」を育むよう、学校、家庭、地域が一体となって確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育の実現を目指します。

## 【現況と課題】

- 2021（令和3）年の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」では、「主体的・対話的で深い学び」の視点をもった授業改善に向けた具体的な学びのあり方として、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」が新たに示されました。
- 小中学校児童生徒に対して一人1台のタブレット端末を2020（令和2）年に配備しましたが、タブレット端末の破損や不具合、ソフトウェアの陳腐化などの問題が現れつつあり、第2期GIGAスクール構想での解消が求められています。
- 八町小学校イマージョン教育コースで得られた成果やノウハウを他の学校等に還元するとともに、子どもが培った英語能力を発揮できる仕組みを整える必要があります。
- 児童生徒数の減少に伴い、学校規模の縮小が予想される中、子ども同士が学び高め合う機会を確保する必要があります。
- 教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、継続的な働き方改革の推進により多忙化解消を進める必要があります。
- 家族形態の変化や地域のつながりの希薄化が見られる中、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもを育むコミュニティ・スクールの導入が全国的に進んでいます。
- 2023（令和5）年度の本市の外国人児童生徒数は約2，000人で、今後も増加することが予想されます。来日間もない外国人児童生徒がスムーズに日本の教育環境に馴染めるよう、支援体制の充実を図るとともに、多言語化への早急な対応が必要です。
- 2023（令和5）年度の不登校児童生徒数は令和元年度の約2倍に増加しており、不登校児童生徒の居場所づくりと社会的自立に向けた支援体制の整備が必要です。
- 本市の小中学校における特別な支援を要する児童生徒数の割合は増加傾向にあるため、くすのき特別支援学校や小中学校の特別支援学級をはじめ、通常学級においても、共生社会の実現に向けた連続性のある多様な学びの場を充実・整備する必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 豊かな学びの推進

子どもたちの確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健やかな体を育むため、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな教育を推進するとともに、専門知識がある人材を活用した質の高い授業づくりを進めます。また、英語教育やキャリア教育、ICTを活用した教育など、時代の変化や社会のニーズに対応した教育を推進します。

さらに、発達段階に応じた系統的な教育を推進するため、小中一貫教育や幼保小連携教育、小中高特連携など、校種を越えたつながりのある教育に取り組みます。

## 2. 健やかな心と体の育成

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、食育を推進するとともに、子どもたちの健全な心身の発達のため、安全・安心な給食を保護者の負担軽減を図りながら提供します。

また、子どもたちが健やかな学校生活を送ることができるよう、健康診断や環境衛生検査を行うとともに、健康教育を進めます。

## 3. 教育環境の充実

子どもたちが等しく将来の夢を抱き、その実現に向けて努力できる環境を整えるため、経済的な援助などにより切れ目のない支援を行います。

また、子どもたちにとって望ましい学習環境を確保するため、計画的かつ効率的に学校施設等の整備を進めるとともに、人口減少時代における学校のあり方についての検討を進めます。

## 4. 教職員の力量向上

子ども一人ひとりの成長に寄り添い、個性や能力を引き出すことができるよう、学び続ける教職員を育成するとともに、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、多忙化の解消に取り組みます。

## 5. 特色ある学校づくり

子どもの豊かな人間性を育み、郷土への誇りと愛着を醸成するため、それぞれの地域の自然環境、歴史、文化などを踏まえた特色ある教育活動を展開します。

また、地域とともにある学校を目指して、学校・家庭・地域が連携・協働して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールを推進します。

## 6. 個の特性に寄り添った教育の推進

さまざまな事情を抱えた子どもたち一人ひとりに寄り添い、きめ細かに対応するため、外国人児童生徒や不登校児童生徒への支援体制の充実を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばすため、くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育を実施するとともに、各小中学校における支援体制の充実を図ります。

さらに、豊橋高等学校及び家政高等専修学校の生徒一人ひとりが自立し、社会に貢献できる人材となれるよう、学校の特色を生かしたきめ細かなキャリア教育を推進します。

# 1－3 生涯学習・地域教育の推進

生涯にわたり地域の中で自分らしく学ぶことができ、その体験や経験を生かして活躍できる社会の構築を目指します。

## 【現況と課題】

- 長寿化や急激に変化する社会において、新しい知識やスキルを継続的に学び続ける機会として、生涯学習は必要不可欠となっています。
- 市民一人ひとりが生涯にわたり学び続けることができ、学習成果を生かして活躍できるよう、各世代や時代に合わせた学習機会の充実を図る必要があります。
- 生涯学習施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全性確保と利便性向上に向けた整備を進める必要があります。
- 地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少などにより、家庭教育に係る環境が大きく変化しています。
- 地域教育の必要性は高まっており、さらなる地域活動機会の充実と地域人材の発掘が課題となっています。
- 共働き家庭の増加や家庭教育環境の多様化に伴い、放課後や休日に子どもが安心して過ごせる居場所の確保が必要となっています。
- 図書館は、これまでのように図書の収集・提供を図る役割に加え、図書館という空間を通して図書と人、知識と人、情報と人、人と人などを直接結びつけるまちづくりの創造拠点として、地域に溶け込み、持続可能なまちづくりや地域の活性化に貢献するような変革が求められています。
- 図書館利用者の利便性向上と図書資料の保存のために、図書資料のデジタル化の促進が求められています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 多様な学習環境の充実

市民が生涯にわたり学び続け、豊かに過ごすことができるよう、各世代のニーズに対応した学習機会を提供するとともに、生涯学習施設の機能を高め、多様な活動を行うことができる環境を整備します。

## 2. 地域・学校・家庭の協働の推進

地域で子どもを育てる環境を整えるため、地域住民が主体となった学習や体験活動を推進するとともに、地域の教育力を持続的に向上させていけるよう、地域の実情に合わせた体制づくりへの支援を行います。

また、家庭教育環境が多様化する中、地域全体で子育て家庭を支えていけるよう、学校・家庭・地域と連携し、保護者が気軽に家庭教育について学習や相談ができる環境づくりを進めます。

## 3. 放課後や休日の体験活動と交流機会の充実

子どもたちが勉強、運動、遊びや交流をしながら安全に過ごすことができるよう、地域との連携によるさまざまな利用者ニーズに対応した放課後や休日の子どもの居場所づくりを推進します。

## 4. 図書館の充実

市民が利用したくなる知識と情報の拠点となるよう、図書や郷土資料を収集・提供するとともに、施設の機能向上や郷土資料のデジタル化を進め、多様なニーズに応じたサービスの充実に取り組みます。また、図書だけでなく人と人とが交流する「知と交流の創造拠点」としての機能を充実します。

# 1－4　科学教育の推進

自然や科学を学び親しむ機会を充実させることで、さまざまなことを科学的に理解できる力を育む環境をつくります。

## 【現況と課題】

- 気候変動や資源の枯渇など、地球規模の課題を科学的に理解するため、科学教育の重要度が増しています。
- 自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園では、科学のすそ野を広げるため、話題性の高い魅力的な企画展やワークショップなどを通じて、自然や科学に触れ、学ぶ機会を提供しています。
- 博物館法の一部を改正する法律が2023（令和5）年4月1日に施行され、博物館資料のデジタルアーカイブ化や他の博物館等との連携などが努力義務となったことから、収蔵資料のデジタルアーカイブ化や人気コンテンツとのコラボ企画などについて、市内外の機関との連携事業をさらに推進していく必要があります。
- 科学教育施設としての価値や魅力を高めるには、調査研究を進め、学術的価値の高い資料の収蔵数を増やすとともに、収集した資料を適切に管理保管及び活用することのできる環境を整える必要があります。
- 開館から約半世紀になる視聴覚教育センターや地下資源館は、老朽化や展示物の陳腐化が進んでいます。
- 質の高い科学教育を提供していくために、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を整理し、本市ならではの科学教育拠点づくりを一体的に進めていく必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 科学を学び親しむ機会の充実

科学への興味関心を引き出すため、市内外の機関と連携した集客力のある企画展やイベントなどを行うことで科学を学ぶ機会を充実します。

## 2. 質の高い科学教育の充実

科学への理解を深め、科学的な考え方を持つ人材を育むため、科学分野を網羅した体験型の教育を実施するとともに、調査研究成果と学術標本に基づく発展的な教育プログラムなど、質の高い科学教育を充実します。

## 3. 科学教育の拠点づくり

質の高い科学教育をより効果的に展開できる環境を整えるため、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を整理し、それぞれの特色を生かした新たな科学教育の拠点づくりを一体的に推進します。

# 1－5 子ども・若者の健全育成

子ども・若者とその家族に寄り添った支援を行うとともに、夢や希望を持って成長・活躍できる地域づくりを推進します。

## 【現況と課題】

- スマートフォン等の普及によりSNSを端緒とした犯罪に青少年が巻き込まれるなど、問題が潜在化・複雑化しています。
- 市内の非行少年等の検挙数は増加傾向にあります。
- 青少年の非行防止と健全育成を図るため、校区自治会や学校等と連携し、地域の見守りを強化するとともに、社会環境に合わせた健全育成活動の効果的な手法について検討していく必要があります。
- コロナ禍以降の生活の変化により、子ども・若者が抱える困難や課題は、複雑で多様化しています。教育、福祉、保健・医療、矯正・更生、雇用といったあらゆる分野の支援機関と連携し、子ども・若者を地域で支えていく必要があります。
- こども若者支援センター（ココエール）への子ども・若者相談者数は、2022（令和4）年度まで増加し、コロナ禍以降は減少に転じています。相談者の内訳では、中学3年生から高校生年齢の相談が多く、義務教育終了後の切れ目のない支援が求められています。
- 子どもが安心して過ごせるよう、地域においても家庭や学校以外の居場所づくりが必要です。
- こども食堂の認知度が高まるにつれ、新たにこども食堂を開始する団体が増えています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 青少年の健全育成

青少年の非行を未然に防ぎ、心身ともに健やかに成長できるよう、地域や家庭、学校、関係機関と連携し、青少年の非行防止に関する啓発活動や見守り活動などに取り組みます。

## 2. 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

子どもたちが困難を乗り越え健やかに成長することができるよう、こども若者支援センター（ココエール）を拠点として、関連機関との連携を図りながら子どもやその家庭を地域で支える環境を整えます。

また、困難を抱える子どもや若者が社会的に自立できるよう、一人ひとりの意思や意向に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援に取り組みます。

# ２ 活力みなぎり、はつらつと働けるまち

１ 農漁業の振興

２ 商工業の振興

３ 雇用の安定と働き方の充実

４ 三河港の振興

# 2－1 農漁業の振興

農業者の生産力や経営力を高めるとともに、安全・安心で魅力あふれる農産物を生産することで、消費者に選ばれる産地を目指します。

## 【現況と課題】

- 近年頻発している自然災害や温暖化、目まぐるしく変わる国際情勢の影響によるリスクを最小限に抑えるため、リスクに対応した持続可能な農業の取り組みを進める必要があります。
- 農業現場では担い手不足や労働力不足が深刻な課題となっています。
- 近年、耕作者減少による未耕作地の増加等により優良な農地が減少しています。また、激甚化、頻発化する豪雨災害や排水機場及び排水路等の老朽化に伴う能力低下により、農地・農業施設等へのたん水被害が年々顕在化していることから、農業生産基盤の安定化を図る必要があります。
- 豊橋産農産物の新たな販路確保のために、東南アジア諸国へのプロモーション活動を継続して行い、輸出品目や輸出量の拡大を図っています。今後、さらなる拡大を図るためにも新規輸出国の開拓や他産地との差別化を図る必要があります。
- 国際情勢の変化により世界的な食糧需給の不安定化や生産コストの高騰が価格に転嫁できないことによる生産者の負担増大が進む一方で、世間の農業に関する危機感や関心は低いことから、食農教育を進めることで農業や適正価格などへの理解を深める取り組みが必要です。
- 2019（令和元）年に開駅した道の駅「とよはし」の来場者数は1，000万人を超え、本市の食や農業などの魅力発信拠点として、市内外から多くの方が訪れています。
- 農家の経営を安定化させる手段のひとつとして、6次産業化による農産物加工品の開発・販売を進めています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 農業者の経営力の強化

農業経営の安定とさらなる発展のため、国際情勢や自然災害などのさまざまなリスクへの備えを促すとともに、農業者による設備投資を支援します。また、経営規模の拡大を図る農業者への農地集積を進めます。

## 2. 農業者の確保・育成

担い手不足や労働力不足を解消するため、新規就農者の確保や農業後継者の確保に向けた支援を行います。また、先端農業技術を学ぶことのできる環境を充実し、次世代農業の人材育成に取り組むほか、障害者や外国人などさまざまな人たちが活躍できるよう、農業経営者への意識啓発を行い、雇用環境の整備を図ります。

## 3. 農業生産を支える基盤の充実

農業者が安定的かつ効率的に生産できる基盤を整えるため、ほ場や農道の整備のほか、優良な農地を有効に活用できるようにするため、農地や耕作者等の情報集約を進めます。

また、農地のたん水被害を未然に防止するため、老朽化による能力低下が懸念される排水機場などの計画的な更新とともに効率的な維持管理を行います。

## 4. 競争力の高い産地づくりの推進

高品質で収益性の高い農産物等を生産するため、デジタル技術を活用したスマート農業の導入など生産性を高めるための取り組みを支援します。

また、新たな販路の開拓とブランド力の向上を図るため、国内外における積極的なプロモーション活動を展開します。

## 5. 食と農への理解促進

市民に食を支える農業の重要性を共感してもらうため、道の駅「とよはし」や関係団体と連携し、本市が全国に誇る農産物等の魅力を発信します。また、農業の体験や講座を通して食と農のつながりや農業の役割について理解を深める取り組みを進めます。

# ２－２ 商工業の振興

多様性に富んだ地域産業の強みとつながりを生かしながら、既存産業の成長の機会や新たな産業の創出に取り組みます。

## 【現況と課題】

- 労働生産年齢人口が減少傾向にある中で、市内産業の競争力を確保するためには、企業の省力化への投資など生産性向上を促進していく必要があります。
- 少子高齢化に伴う経営者の高齢化や後継者不足により、中小企業の休廃業が進んでいます。商工会議所や地元金融機関、愛知県事業承継・引継ぎ支援センターと連携した事業承継プラットホーム「とよはし事業承継ひろば」を活用し、事業承継の相談に留まらず継承へつなげる取り組みが必要です。
- 中小企業は大企業に比べて経営基盤が脆弱であり、資金調達等を円滑に行える環境が必要です。
- 起業を支援し新規起業者を増やすことで、市内産業の競争力を強化する必要があります。
- 市場の変化や新たな価値観に対応した新しいビジネスが生まれるような事業環境づくりにも取り組んでいく必要があります。
- 地元の大学や企業と連携した研究開発に取り組んでおり、その成果から新たなビジネスモデルを生み出すことが必要です。
- 首都圏にあるイノベーション活動拠点や2024（令和6）年度に愛知県により設置されたSTATION Aiなどのスタートアップの関係機関と連携を深め、スタートアップに関係するコミュニティをさらに充実させていく必要があります。
- 産業用地の分譲が順調に進む中で、さらなる産業集積及び、企業誘致を進めるため、豊橋新城スマートIC（仮称）周辺を含めた新たな用地確保に向けた検討や、市外企業によるオフィス進出の促進が必要になっています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 経営基盤の強化と事業成長への支援

市内企業の経営基盤の強化と事業成長を図るため、生産性向上に資する設備投資や、災害等へのリスク対応の強化、中小企業の円滑な資金調達などを支援します。また、市内への人材定着に向けた取り組みや研修等の開催による人材育成と確保を支援するとともに、後継者不足に悩む事業者が円滑に事業承継するための支援体制を強化します。

## 2. 新たな地域産業創出への支援

スタートアップを含め、起業や創業しやすい環境をつくるため、関係機関と連携し、地域内において起業から成長まで段階に応じた支援体制を整備するとともに、地域外から人材や技術などを取り入れて積極的に活用する仕組みづくりなどを進めます。

また、企業の成長を促すため、産学官金の連携を強化し、経営拡大を目指す事業者による新技術・新製品の研究開発や販路開拓などの取り組みや、新たなビジネスモデルの創出につながる新規事業の立ち上げを支援します。

## 3. 産業集積の促進

産業の集積と雇用の創出を図るため、主要幹線道路沿道等の交通基盤の利便性が高い地区を中心に、新たな用地確保に取り組むとともに、さらなる企業誘致を進めます。

# 2－3 雇用の安定と働き方の充実

働きがいがありワークライフバランスのとれた職場づくりを進めるとともに、人材の確保と雇用の安定へつなげます。

## 【現況と課題】

- 少子化の影響や若い人材の流出により、地元企業では若手人材の獲得が一層困難な状況となっており、一人でも多くの若者に地元企業の魅力が伝わるように支援する必要があります。
- 企業は、女性、高齢者、障害者、外国人・外部専門人材等、さまざまな人材確保に取り組む必要があり、企業の意識改革や誰もが働き続けることができる環境づくりが必要です。
- 深刻な人手不足と物価高を背景に企業の賃上げが相次いでいますが、財源確保が難しい企業は厳しい状況です。
- 2019（平成31）年4月から働き方改革関連法が順次施行されており、企業は、働くすべての人の労働環境をよりよくするために取り組むことが求められています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 雇用の安定と人材確保

雇用の維持さらには拡大を図るため、多様な人材の活用につながる啓発活動を行うとともに、就職を契機とした地元への定着やUIJターンを促進します。また、人材育成につながる講座の提供や資格取得支援など、働くために必要な技能を学び高めることができる機会をつくります。

## 2. 働きやすい環境づくり

労働者が安心して働けるよう、職場づくりの環境整備や労働関係団体による活動を支援します。

# ２－４ 三河港の振興

国際自動車港湾として、環境に配慮した港湾機能を形成し、物流機能や防災機能などの強みを生かしながら、人々が港への理解を深める機会を創出します。

## 【現況と課題】

- 三河港は、1993（平成5）年から連続で完成自動車の輸入台数及び金額が日本一で、輸出でもトップクラスを誇るなど、日本を代表する国際自動車港湾です。一方で、取扱量の増加に伴い、自動車保管用地の不足や物流の非効率性への対応が課題となっています。
- 港湾計画に基づき、臨港道路東三河臨海線をはじめとした港湾施設の整備やIoTを活用した情報化の推進により物流機能としての機能強化及び効率化が必要です。
- 大規模地震後の緊急物資輸送拠点となる耐震強化岸壁が2018（平成30）年度に整備されました。災害発生時に臨海部企業のサプライチェーンの寸断を防ぐためには、港湾BCPの充実や、港湾機能のさらなる強靱化が必要です。
- 港湾においては、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応し、港湾施設の脱炭素化等の取り組みを進めることで、荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾を形成することが必要となっています。
- 三河湾で唯一のコンテナターミナルを有する三河港ですが、コンテナ取扱量は減少傾向にあります。国内のみならず世界につながる物流ネットワークを維持するためには、航路の充実、状況変化への対応力、企業ニーズを踏まえたサービスの提供が必要です。
- ポートインフォメーションセンターは、三河港の情報発信の拠点として親しまれていますが、市民が港への理解を深め、港に親しむためにはさらなる魅力アップが必要です。

【取り組みの基本方針】

## 1. 地域のものづくりを支え、物流の拠点となる港づくり

地域のものづくり産業の国際競争力を高めるため、関係自治体や経済界と連携して国や県への働きかけを強化することで、港湾物流機能の効率化や災害対応力の向上を図るとともに、環境に配慮した港湾機能を有した「カーボンニュートラルポート」の形成を推進します。

また、これまで以上に活力ある港とするため、行政と経済界が一体となり、取扱貨物量の増加のための支援やポートセールス活動を展開します。

## 2. 港への理解促進

市民が三河港に親しみ、港を身近に感じられるよう、ポートインフォメーションセンターを拠点に情報発信を強化します。また、三河港に立地する企業や団体と連携し、体験型イベントや工場見学ツアーを実施するなど、港を訪れる人々が楽しみながら理解を深める場を提供します。

# ３　命の安全、心の安心が確保されたまち

１　危機管理の強化と防災・減災の推進

２　消防・救急救命体制の充実

３　暮らしの安全確保

４　生活衛生の確保

# ３－１ 危機管理の強化と防災・減災の推進

危機意識を持って、市民、事業者、行政が主体的に備え、災害等の危機事案発生時には一体となって迅速かつ的確に対応し、生命・身体・財産の保護と被害の最小化を目指します。

## 【現況と課題】

- 2023（令和5）年6月、記録的な大雨により市内の広範囲で甚大な被害が発生したことを受け、出水期前に実践に近い形での水防訓練に取り組んでいます。
- 2019（令和元）年7月に、愛知県より津波災害警戒区域に指定されたことを受け、津波ハザードマップを作成し、危険箇所についての周知・啓発に取り組んでいます。
- 被災時の情報収集能力や初動対応力を強化するため、ドローン飛行隊で全天候型ドローンを活用した被災現場や救助現場の映像伝達訓練に取り組んでいます。
- 2024（令和6）年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、発災時の避難所における良好な生活環境を整備する必要があります。
- 東三河8市町村で連携して災害に強い地域づくりを進めるとともに、情報共有や防災体制の一層の強化のため、三遠南信地域や西三河地域、中核市相互の広域連携に取り組んでいます。
- 災害による被害を最小化するためには、行政による公助だけではなく、市民一人ひとりによる自助、地域で助け合う共助の取り組みを促進する必要があります。
- 遠州灘海岸は侵食傾向があるため、離岸堤を設置することによる砂の堆積状況の効果検証に取り組んでいます。
- 森林所有者の高齢化や市外在住者への相続、所有者不明森林の存在などにより、管理が行き届かない人工林が増加しているため、森林整備を推進し、森林の持つ公益的機能を発揮させる必要があります。
- 本市は、水害や渇水に幾度となく見舞われており、引き続き豊川水系の治水及び水資源の安定確保に取り組んでいく必要があります。
- 激甚化・頻発化する豪雨災害により、河川管理者だけでなく、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト一体の事前防災・減災対策を加速していく必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 災害対応力の強化

災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小化するため、南海トラフ地震被害予測調査結果等を踏まえた各種対策を推進するとともに、災害時の情報収集、伝達の充実や避難所の機能向上、関係機関との連携強化に向けた取り組みなど、災害対応力の強化を図ります。また、激甚化・頻発化する自然災害、感染症のまん延による健康危機、武力攻撃やテロ等の国民保護に係る事態など、さまざまな危機の発生に備えて危機管理体制の強化を図ります。

## 2. 地域防災力の充実

市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づき、主体的な行動により被害を最小化することができるよう、さらなる防災・減災意識の向上を図るとともに、防災リーダーを主体とした自主防災活動の活性化を促します。

## 3. 治山・治水対策の充実

水害や土砂災害による被害を軽減するため、河川・水路等の整備や危険区域などの情報提供と避難行動の啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら流域治水の取り組みを進めます。あわせて、海岸侵食の情報取集を行うとともに離岸堤の整備などの侵食防止対策に取り組みます。

また、水源涵養や土砂流出防止など森林のもつ公益的機能を維持するため、計画的な除伐・間伐や木材利用の促進・啓発を行うとともに、豊川上流域の水源林の保全や設楽ダムの建設促進に流域全体で連携して取り組みます。

# ３－２ 消防・救急救命体制の充実

消防・救急救命体制を充実させ、地域住民、消防団、事業者、行政が一体となって、市民の命を守ります。

## 【現況と課題】

- 高齢化の進行や大規模自然災害の発生、新たな感染症の発生など、消防や救急を取り巻く環境は複雑多様化しており、対応力の強化が求められています。
- 2024（令和6）年に改正された国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、消防の広域化に向けた連携・協力の取り組みについて、より積極的な検討を行うことが必要です。
- AIやICT等の進展を消防分野に取り込むことで、効果的な消防活動を実現させるとともに、市民にとっての利便性向上と業務の効率化を進める必要があります。
- 消防本部や消防団での女性のさらなる活躍に向けて、働きやすい環境整備や魅力発信に取り組んでいます。
- 東三河5市で消防通信指令事務の共同処理を推進するとともに、聴覚・言語機能障害者や外国人などからのさまざまな通報をサポートする環境を整えています。
- 老朽化が進む消防庁舎や車両、資機材等の計画的な更新が必要です。
- 消防団は地域防災力の中核として欠くことのできない存在ですが、団員の確保が困難になっています。本市では2024（令和6）年に「豊橋市消防団ビジョン」を策定し、将来に向けた持続可能な消防団組織の構築に向けた取り組みを進めています。
- 高齢化の進行に伴い増加する救急需要に対応するため、ICTを活用した救急需要予測システムにより、効率的な救急車の配置及び運用方法について検討を進めています。
- 住宅火災による死者のうち7割以上が高齢者であり、火災を早期に発見・避難に役立つ住宅用火災警報器の普及啓発を継続的に進めていく必要があります。
- 地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの普及を推進する必要があります。
- 事業所において火災が発生した際に、初動対応を円滑に行うことができる防火管理体制の向上に向けた取り組みを進めています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 消防体制の充実

あらゆる災害による被害を最小限に抑えるため、消防職員の技量向上や施設及び設備の計画的な充実を図るとともに、合同訓練などを通じて広域連携による消防の総合力を高めます。また、地域における消防活動の担い手であるとともに防災力の要となる持続可能な消防団組織の構築を図ります。

## 2. 救急救命体制の充実

救命率の向上を図るため、救急救命士及び救急隊員を育成するとともに、医療機関との連携やICT等を積極的に取り入れるなど、救急業務の迅速化・円滑化を図ります。また、市民や事業所との協働により、応急手当の普及啓発を図ります。

## 3. 火災予防対策の推進

火災を未然に防ぎ、また、火災による被害を最小限に抑えるため、事業所の防火管理体制を向上させるとともに、地域においても初期消火活動ができる環境整備を進めます。

また、住宅火災の低減と高齢者の人的被害の軽減に向けて、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促進するとともに、地震による電気火災の低減に向けて、感震ブレーカーの普及を推進します。

# 3－3 暮らしの安全確保

交通安全や防犯などの取り組みを市民や関係機関、事業者、行政などが連携し、主体的に実践することにより、安全で安心な暮らしを守ります。

## 【現況と課題】

- 全国的に犯罪発生件数は、増加傾向にあります。本市においても、不審者情報は依然として多く寄せられており、特殊詐欺の手口が巧妙化しているため、防犯意識の向上に向けたさらなる取り組みが必要です。
- 高齢化や共働き世帯の増加に伴い、防犯活動の担い手の確保が難しくなっているため、防犯カメラの設置を推進するなど、引き続き地域防犯力を向上するための取り組みが必要です。
- 路上喫煙については、2012（平成24）年に「豊橋市快適なまちづくりを推進する条例」を制定し、周知・啓発等に取り組んできましたが、路上喫煙の防止に向けて継続して取り組む必要があります。
- ながら運転やあおり運転などの安全・規範意識の低下が危惧されているため、歩行者保護の徹底や交通ルール・マナーの向上に向けたさらなる取り組みが必要です。
- 加齢に伴う身体機能の変化を踏まえた高齢者への交通安全教育などの取り組みを進める必要があります。
- 自転車の交通違反に対する反則金制度が導入されるなど、交通ルールの遵守が求められる中、ヘルメットの着用や保険加入の推進とあわせて、自転車の安全利用の啓発に、より一層取り組んでいく必要があります。
- 社会情勢に大きく影響を受ける消費生活トラブルは、近年インターネットやSNSが身近になったことで通信販売に関するトラブルや投資詐欺などが増加しているため、多様化・複雑化する被害の未然防止や救済に引き続き取り組む必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 防犯・治安対策の推進

犯罪の発生を抑止するため、自主防犯団体の活動支援や防犯カメラの設置を推進するとともに、市民が犯罪に巻き込まれないように防犯情報の提供や防犯教育を実施します。

また、快適で安全な生活環境を確保するため、路上喫煙禁止区域内での禁煙の徹底を図るとともに、区域外においても路上喫煙を控えるよう啓発に取り組みます。

## 2. 交通安全対策の推進

交通事故を未然に防ぐため、ドライバーも歩行者も一人ひとりが交通における安全確保を自らの課題として捉えられる意識の醸成を促すとともに、子どもや高齢者など、誰もが安心して移動できる「人優先」の交通環境を関係機関と協力して整えます。

また、自転車の安全利用を図るため、ヘルメットの着用や保険の加入等を自転車利用者へ促します。

## 3. 消費者保護の推進

消費者被害の未然防止や救済のため、東三河地域で連携しながら啓発活動や消費生活相談に取り組むとともに、消費生活相談員の育成などによる相談体制の充実を図ります。

# ３－４　生活衛生の確保

日常の衛生管理についての正確な情報を市民や事業者と共有し、行動することにより、誰もが安心して暮らすことのできる衛生的な環境の整ったまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 公衆浴場や旅館、ホテルなど、多くの方が利用する環境衛生施設等における健康被害を未然に防ぐためには、事業者が法令に基づく衛生基準を遵守し、施設の衛生水準を高めることが必要です。
- 全国的に発生している食中毒や異物混入等による健康被害を未然に防ぐためには、事業者による徹底した衛生管理が必要です。
- 平時から健康危機を想定した人材の育成を進め、衛生上の試験検査の信頼性を維持するとともに、体制の充実を図る必要があります。
- 食肉の生産現場の大規模集約化による、と畜頭数の増加に伴い、食肉生産における中部地方の主要な拠点として、所管と畜場の重要性が増しており、食肉衛生検査体制の充実が必要です。
- 市営墓地への需要に応えるため、新しい墓所のあり方を検討するとともに、貸出しできる墓所区画を安定的に確保する必要があります。
- 動物の愛護や収容動物の譲渡など、人と動物が共生することへの関心が高まっています。
- 飼い主のいない猫、ペットの不適切な飼い方など動物に関するさまざまな問題への適切な対応が必要になります。
- 災害発生時には、飼い主だけでなくペットも安全に避難できる対応が求められています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 環境衛生対策の推進

公衆浴場や旅館、ホテルなど環境衛生施設等の衛生面に起因する健康被害の発生を防止するため、効果的な監視指導及び検査を実施するとともに、事業者による自主衛生管理を推進します。

## 2. 食品の安全対策の強化

食品等を原因とする健康被害の発生を防止するため、食品等取扱施設への監視指導を実施し、HACCPに沿った衛生管理を支援するとともに、消費者への食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、流通食品の検査やと畜検査を適切に行い、食の安全を確保します。

## 3. 斎場の円滑な運営並びに墓地の適切な管理

火葬需要の増加に対応するため、斎場の円滑な運営を行います。

また、墓地を適切に管理するとともに市民の墓地需要に対応するため、返還墓所の再貸出しや新たな墓所のあり方の検討を進めます。

## 4. 動物愛護管理の充実

人と動物が共生する社会を実現するため、動物愛護センターを拠点として動物の愛護や適正な飼い方への理解を促進するとともに、収容された犬や猫の譲渡や地域猫活動への支援の充実を図ります。

また、災害時においてもペットの適切な管理ができるよう、平時からペット用品の備蓄やペットのしつけに対する啓発を行うとともに、避難所での被災動物対策の強化を図ります。

# ４　みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち

１　健康づくりの推進

２　医療の充実

３　地域福祉の充実

４　高齢者福祉・介護保険の充実

５　障害者（児）福祉の充実

６　生活自立の支援

# ４－１ 健康づくりの推進

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現し、市民が健やかで心豊かに生活できる社会を目指します。

## 【現況と課題】

- 人生100年時代を見据え、健康への関心の有無にかかわらず誰もが自然に健康な行動がとれるような環境整備を進めていく必要があります。
- 健康づくりにおける官民連携を推進するため、2022（令和4）年に「健幸なまちづくりパートナーシップ」を新設し、ICTを活用した食事・運動・睡眠改善等の施策を展開しています。
- 2022（令和4）年に実施した市民意識調査において、受動喫煙の機会があった場所は「公共の場所（公園、道路、河川など）」に次いで「家」「職場」が多い結果となりました。改正健康増進法や豊橋市受動喫煙防止条例に基づき、環境整備や普及啓発活動に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 本市における2023（令和5）年度がん検診受診率は8．9％にとどまっているほか、糖尿病の有病率が全国や愛知県と比較して高い状況が続いています。がん検診や特定健康診査の受診率向上を目指し、受診勧奨や受診しやすい環境づくりを推進していくことが求められています。
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、2023（令和5）年度に第2期豊橋市自殺対策計画を策定しました。生きることへの支援や自殺予防の周知啓発とともに、自殺対策を支える人材育成が必要です。
- 予防接種制度や感染予防策などについて、国籍や年齢を問わず分かりやすい情報提供が求められています。
- 新興感染症の発生を見据え、医療機関との連携や必要な医療資機材の備蓄、検査体制の充実など、感染症の発生や拡大に備えた取り組みを進めていく必要があります。
- 将来のライフプランを考えて心身の健康づくりに取り組めるよう啓発する必要があります。
- 家族形態が変化し、孤立感や不安感を抱える妊産婦が増加しています。安全・安心で健やかな妊娠、出産、子育てができるよう、関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目ない支援が必要です。

【取り組みの基本方針】

## 1. 健康的な暮らしの支援

健康に関心のある方だけでなく、市民一人ひとりの健康をさらに増進させるため、官民連携やICTの活用等により、気軽に健康づくりに取り組む機会を提供するほか、受動喫煙による健康影響を啓発することにより、望まない受動喫煙を防ぐなど、健康を維持できる環境づくりを進めます。

## 2. 疾病の予防対策の推進

健康寿命の延伸に向けて疾病の早期発見及び早期治療を進めるため、がん検診や各種健(検)診の受診を促すとともに、生活習慣改善に向けた支援や重症化の予防を推進します。

また、心身ともに健康で過ごせるよう、心の悩みを抱える方や難病等の患者及びその家族の不安軽減を図るとともに、早期に気づき、支える担い手の育成や関係機関との連携強化を図ります。

## 3. 感染症対策の推進

感染症のまん延を防ぐため、予防接種や発生動向の把握・分析を進めます。また、新興感染症発生時に備え、平時から検査を含めた体制整備や人材育成などを計画的に推進します。

## 4. 母子保健の充実

それぞれのライフスタイルに合わせて安心して妊娠、出産、子育てができるよう、相談支援や産前産後のサポート、各種健康診査など切れ目のない支援の充実に取り組みます。

また、日々の生活や健康と向き合い将来のライフプランを実現するため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うプレコンセプションケアを推進します。

# ４－２ 医療の充実

必要なときに医療が受けられるよう、適正な受診への理解を深めるとともに、関係機関と協力し、持続可能で安定した保健医療を提供します。

## 【現況と課題】

- 医師の高齢化や新規開業医の減少により休日や夜間帯を担う医師の不足が懸念されています。1次救急や2次救急などの医療体制を維持するため、保健医療体制の整備が必要です。
- 近年の大規模災害においては、高齢者や障害者等、災害弱者の災害関連死の防止が課題となっています。
- 災害時に迅速な医療救護活動を行うため、関係機関と連携して災害時の医療体制について検討を行う必要があります。
- 国民健康保険では、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの5年間で約13．5％増加しています。
- 豊橋市民病院では、医療従事者のさらなる確保と定着に向けた環境整備を図るため、働きやすい職場づくりや最新の医療設備の導入などとともに、病院の魅力を引き続き発信していく必要があります。
- 国は診療データの共有化を図るため、マイナ保険証をはじめとした医療DXを進めており、電子カルテシステムの標準化対応が求められています。一方で、診療データの共有化により、サイバー攻撃のリスクが伴うため、セキュリティ体制の強化が必要です。
- 急速な高齢化に伴う医療需要の変化や労働人口の減少に対応するため、豊橋市民病院には、東三河の中核病院として、質の高い医療の効率的な提供が求められています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 保健医療体制の充実

必要なときに安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の推奨など適正受診の普及啓発を図ります。

また、救急医療のひっ迫や新たな感染症の発生による医療崩壊を防ぐため、地域の医療機関の役割分担と連携を強化し、保健医療体制を整えます。

## 2. 災害時医療体制の充実

大規模災害発生時に迅速で的確な医療救護活動を行うため、三師会や災害拠点病院をはじめとする医療機関との協力体制と災害時の健康危機に対する保健衛生活動体制を整備します。

## 3. 公的医療保険制度の円滑な運営

市民が安心して医療を受けられるよう国民健康保険を円滑に運営するとともに、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携して後期高齢者医療制度を適切に運用します。また、国民健康保険の広域化や医療費の適正化を進め、制度の安定を図ります。

## 4. 市民病院の充実

東三河の地域医療を支える中核病院として、地域に信頼される病院を目指し、救急医療、高度専門医療などの急性期医療を充実させるとともに、地域連携の強化や医療DXの推進に取り組みます。

# ４－３　地域福祉の充実

地域住民がお互いに関心を持ってつながり支え合い、自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

## 【現況と課題】

- 2020（令和2）年に社会福祉法が改正され、「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、2023（令和5）年度までの準備期間を経て、2024（令和6）年度から本格的に実施し、複雑化・複合化した福祉の支援ニーズに対応するため関係機関との連携強化を図っています。
- 2021（令和3）年に総合福祉センター内へ「福祉相談サポートセンター」を設置し、個々の相談機関では支援が困難なケースに対して包括的な支援を行っています。
- 地域づくりに向けた支援を行うため、地域と相談機関との橋渡しや住民目線で地域の活動を支え、地域の生活課題に取り組む人材の育成が必要です。
- 全国各地で発生する大規模災害を受け、国は避難行動要支援者名簿の作成を自治体に義務付け、要支援者が避難するための個別避難計画の作成が努力義務とされています。
- 災害が激甚化・頻発化する中、国のガイドライン等を踏まえた福祉避難所のあり方の見直しや、市民・民間企業・市内福祉サービス事業者等と連携した要支援者の受け入れ体制を強化する必要があります。
- 2022（令和4）年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に取り組むことや、地域とのつながりを生かした権利擁護支援の担い手確保や育成に取り組む必要があります。
- 2023（令和5）年に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすることや、保護司会や更生保護女性会など民間協力者の担い手確保を支援していく必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 地域福祉活動の推進

地域全体で支え合いながら、いきいきと暮らせる持続可能な地域づくりを推進するため、ボランティアなどの地域福祉の担い手となる人材の育成、地域活動の情報集約をするとともに、担い手同士のつながりを創出します。また、福祉制度の狭間や複合的な課題への対応に向けた相談支援体制、避難行動要支援者への支援体制の充実を図ります。

## 2. 暮らしを支える福祉サービスの充実

高齢者、障害者などさまざまな背景を持っている人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、暮らしに必要な支援を受けることができる環境を整備するとともに、権利擁護や更生保護の担い手確保・育成に取り組みます。

また、福祉サービスの質を確保するため、社会福祉法人や施設等の指導監査を東三河広域連合と連携して実施します。

# ４－４ 高齢者福祉・介護保険の充実

すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に自身が望む暮らしができるよう、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。

## 【現況と課題】

- 今後も高齢者人口の増加に合わせて要介護認定者及び認知症者も増加する見込みであり、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化が求められます。
- 高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるよう、フレイル・介護予防の取り組みや高齢者の活躍の場・生きがいの提供が必要です。
- 2024（令和6）年に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症高齢者等が尊厳を保ちつつ社会の一員として尊重される地域づくりの拡充が必要です。
- 生活支援サービスを適時適切に提供するためには、地域における支援体制の整備や担い手となるボランティアの育成が必要です。
- 介護サービスの需要の高まりに対応するため、引き続き東三河広域連合と密に連携する必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 高齢者の活躍の機会拡大と介護予防の推進

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、就労や地域活動など高齢者の活躍の機会を拡げます。また、加齢に伴う虚弱状態であるフレイルへの対策やシニアスポーツの振興、介護予防のための知識の普及や自主活動への支援に取り組みます。

## 2. お互いさまのまちづくりの推進

高齢者が地域とのつながりを持って心豊かに暮らせるよう、地域住民などが主体となった支え合い活動の普及拡大を図ります。

## 3. 認知症高齢者支援の推進

認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施するとともに、認知症の早期の段階から必要な支援が受けられる体制を拡充していきます。

## 4. 高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が安心して生活できるよう、地域ぐるみで高齢者を見守るためのネットワークを強化します。また、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、充実した生活支援サービスを提供します。

## 5. 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、ICTを活用した医療・介護情報の共有や在宅医療サポートセンターの運営などにより、在宅医療と介護の連携強化に取り組みます。

## 6. 介護保険サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営

高齢者が尊厳を保ちながら日常生活を営むことができるよう、東三河広域連合と連携して、質が高く充実した介護保険サービスの提供を行い、介護保険制度を円滑に運営します。

# ４－５ 障害者(児)福祉の充実

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合い、ともに生きる地域社会の実現を目指します。

## 【現況と課題】

- 本市における障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳を除き増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は顕著に増加しています。また、障害者(児)が地域生活を営む上で欠かせない障害福祉サービス等の利用者数、利用量も増加しているため、サービス提供体制のさらなる充実が求められています。
- 2024(令和6)年から障害のある人への合理的配慮の提供が事業者にも義務化され、障害のある人にとってのバリアに対する理解促進のための周知・啓発活動をより一層進めていくことが求められています。
- 医療的ケア児(者)への支援として、保育園、学校等への看護師の配置や派遣のほか、外出時の看護師による移動介助などを行っています。
- 医療的ケア児の自宅へ訪問看護師を派遣して家族の介護負担を軽減する取り組みを実施していますが、医療的ケア児の成人後においては、介護する家族も高齢となるため、支援制度の充実が求められています。
- 乳幼児期における発達の支援が必要な子どもは年々増加しています。
- 発育段階における障害の早期発見とそれぞれの特性に合わせた適切な療育が求められる中、こども発達センターの療育支援体制の充実と人材確保が必要です。
- 障害者(児)への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っていますが、県外受診の際に一時的な窓口負担をすることなく受診できる、現物給付化への対応が全国的に求められています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 障害者(児)の自立と社会参加の促進

障害者(児)が安心して生活することができるよう、障害福祉サービス等を提供するとともに生活や就労等に関する相談支援体制を充実させるほか、医療的ケア児(者)とその家族への支援を推進します。

また、質の高い障害福祉サービス等の提供に向けて、事業所への研修や支援などを行うとともに障害への理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

## 2. 療育支援の推進

障害の早期発見と適切な療育を行うため、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携しながら相談、診断、訓練などを行う総合的な療育支援を推進するとともに、高山学園の児童発達支援センター機能やこども発達センターの専門性を生かした療育支援体制の強化を図ります。

## 3. 円滑な医療費の助成

障害者(児)が安心して継続的に医療を受けることができるよう、本人が負担する医療費を助成するとともに、県外医療機関を受診した際の一時的な窓口負担をなくし、経済的負担の軽減を図ります。

# ４－６ 生活自立の支援

生活に困っている方の状況に応じて支援を行い、経済的自立だけでなく生活面や健康面での自立を目指します。

## 【現況と課題】

- 2024（令和6）年度における本市の保護率は0．75％であり、中でも、生活保護世帯のうち高齢者世帯が依然として全体の過半数を占めており、今後も健康面、生活面での自立支援や年金受給の支援が重要となります。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯の中には、健康上の問題を抱えているにもかかわらず、健康に対する関心が薄い方もいるため、自身の体調や健康に目を向けるきっかけを提供することが必要です。
- 就労支援により早期に就労を開始できても、職場環境になじめずに短期離職してしまうことがあるため、就労後のフォローアップなどによる心理的なサポートを強化していく必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 生活保護者への継続的な自立支援

生活保護者がそれぞれの状況に応じて自立した生活を送ることができるよう、就労や健康管理のための支援を行うとともに、就労後のフォローアップや適切な年金受給などによる経済的自立を支援します。

## 2. 生活困窮者に対する包括的な自立支援

生活困窮者の自立を促すため、個々の状況に応じた自立支援計画を策定するとともに、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センターなど関係機関と連携した包括的支援に取り組みます。

# 5 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち

1 芸術文化の振興

2 スポーツの推進

3 美術の振興と歴史文化の継承

4 多文化共生・国際化の推進

5 市民協働の推進

6 男女共同参画・性の多様性を尊重する社会づくり

# 5－1 芸術文化の振興

多様な芸術や文化に誰もが触れ、また担い手となれるよう、芸術文化をごく身近なものとして感じられるまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 穂の国とよはし芸術劇場「プラット」では、芸術文化の活動拠点として、本市のみならず東三河地域一体に芸術文化が波及するような取り組みが必要です。
- 小中学校や特別支援学校での学校鑑賞公演などを充実させ、児童・生徒が芸術文化に触れる機会をさらに展開していく必要があります。
- 小中学校の部活動の廃止・縮減が進む中、子どもたちの継続的な文化活動の機会の減少が課題であり、部活動の地域展開の動向を注視しながら事業展開を検討していく必要があります。
- 市指定無形民俗文化財である飽海人形浄瑠璃など伝統芸能を継承している団体では、会員の高齢化が進んでいるため、担い手の確保・育成が必要です。
- 老朽化が進んでいる文化施設も多く、計画的な修繕が必要です。

【取り組みの基本方針】

## 1. 個性あふれる芸術文化によるまちの魅力向上

芸術文化が盛んな魅力あるまちにするため、質の高い芸術文化に触れることのできる機会を充実するとともに、本市の芸術文化作品や取り組みを市内外に向けて発信します。

## 2. 芸術文化の幅広い分野への展開

芸術文化に触れる機会を創出するため、アーティスト等が学校へ出向いて行うワークショップ活動の充実や、多様な方への体験機会の提供など、さまざまな分野と連携した芸術文化活動を展開します。

## 3. 芸術文化を支える人づくり

芸術文化を担う人を育てるため、芸術文化団体や教育機関等と連携して人材育成や顕彰等の取り組みを行います。

また、芸術文化団体の活動の場を確保するため、文化施設の適切な維持管理と運用を図ります。

## 4. 豊かな芸術文化の未来への継承

この地域で育まれた芸術文化を次世代へ継承するため、豊橋交響楽団や吉田文楽保存会などの伝統ある芸術文化団体を支援します。

# 5－2 スポーツの推進

「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進し、多様なスタイルで気軽にスポーツに親しむことができるまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 中学校における休日部活動の地域展開などを踏まえ、子どもが気軽にスポーツに親しむことのできる環境をつくる必要があります。
- スポーツを支える担い手が不足しており、ボランティアなど「ささえる」スポーツへ関わるきっかけをつくる必要があります。
- 障害などにかかわらず誰もがスポーツを楽しめる共生社会の実現に向け、パラスポーツの周知を図る必要があります。
- 市内のスポーツ施設において、施設の特性や利用状況、利用者のニーズなどを踏まえながら、複合化・集約化の検討をするとともに、機能の充実や老朽化へ対応する必要があります。
- 豊橋ゆかりのアスリートがこれまで培ってきた経験や技能を次世代に引き継いでいくため、交流の機会を創出する必要があります。
- ブレイキンやスケートボードなどアーバンスポーツのオリンピック種目への採用のほか、eスポーツといった新たな競技形態のスポーツ人口の増加など、スポーツ環境の変化を把握する必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. スポーツへの参加促進

多くの市民にスポーツの魅力を知ってもらい、スポーツに親しんでもらえるよう、年齢、障害の有無などに関係なく、それぞれの目的に応じて気軽に「する」「みる」「ささえる」スポーツに参加できる機会を創出します。

## 2. スポーツ環境の充実

市民が生涯にわたりスポーツに関わることができるよう、スポーツの取り組みをサポートする指導者の育成やスポーツ関連団体との連携を図るとともに、将来を見据えたスポーツ施設のあり方を整理し、快適なスポーツ環境を提供します。

## 3. スポーツによるまちの魅力と活力の創出

スポーツを通じて地域を活性化できるよう、豊橋ゆかりのアスリートとの交流やプロスポーツの誘致を図るほか、マラソンをはじめとしたスポーツイベントを充実させるなど、スポーツの価値や楽しさを感じられる取り組みを進めます。

# ５－３ 美術の振興と歴史文化の継承

美術や歴史に親しむ機会を充実し、人々の生涯学習や自己実現を支援するとともに、本市の多様な文化財を適切に保存・活用し、発展的に未来へ継承していきます。

## 【現況と課題】

- 美術博物館では、子どもたちが美術や歴史に親しみ、感性や創造力などを育む事業を実施し、若年層の来館を促す必要があります。また、幅広い世代の地域文化への理解を深めるため、学芸員による講座や小中学校向けの鑑賞授業など、教育普及活動に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 美術や歴史が市民生活に身近なものとなるために、市民と協働し、博物館の存在が地域に溶け込むような活動を行うことが必要です。
- 二川宿本陣や商家「駒屋」などの文化財を後世に伝えていくため、地域住民と協働して歴史的建造物の保存と活用を継続する必要があります。
- 史跡瓜郷遺跡や史跡馬越長火塚古墳群の保存と活用に向けて取り組んでいます。
- 2021（令和3）年度に吉田城址を市史跡に指定するとともに、その価値を確実に後世に伝えるため2022（令和4）年度に保存活用計画を策定しました。
- 2021（令和3）年度に葦毛湿原が国指定天然記念物に指定されました。
- 埋蔵文化財の発掘調査、史跡・遺跡の保存整備、有形・無形文化財や天然記念物の保存・調査を継続的に行っていく必要があります。
- 文化財の価値の周知や、市民の文化財保護意識の向上が必要です。

【取り組みの基本方針】

## 1. 美術や歴史に親しむ機会の充実

美術や歴史に対する理解や関心を高めるため、地域の美術・歴史研究に基づいた特色ある展覧会や企画展を開催します。

また、美術や歴史が身近なものとして親しみを感じてもらえるよう、市民と協働した活動を推進するとともに、教育普及事業に取り組みます。

## 2. 文化財の保存活用と次世代への継承

地域の歴史文化を適切に把握し、理解を深めるための文化財の調査研究を推進するとともに、馬越長火塚古墳群や瓜郷遺跡、吉田城址の史跡整備に向けて取り組み、文化財の保存と活用を進めます。

また、市民、所有者、関連団体と協力して文化財を守り伝え、地域の文化財を次世代に継承する担い手を育てていきます。

# ５－４　多文化共生・国際化の推進

お互いの国籍や文化の違いを認め合い、誰もが安心して元気に暮らせる共生のまちづくりを進め、国際交流のさらなる深化を目指します。

## 【現況と課題】

- 2006（平成18）年12月に行った「平和・交流・共生の都市宣言」に基づき、人や地域、世界の国々とのつながりを大切にし、平和に関する意識啓発を推進しています。
- 外国人市民の数は増加傾向にあり、多国籍化が進んでいます。それに伴い、外国人市民の生活は複雑化・多様化しており、共生に向けた課題の解決にはさまざまな関係機関・団体との一層の協働が必要です。
- 外国人市民が暮らしやすい環境づくりを目指し、多言語による情報提供に加え「やさしい日本語」を活用した情報提供に取り組んでいます。
- 外国人市民に日本語能力を身につけてもらえるよう、2024（令和6）年に「豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針」を策定しました。
- 友好・姉妹都市やパートナーシティとの継続した国際交流を進めています。友好関係と国際理解を推進するため、対面だけでなくオンライン等も活用し、さまざまな分野で交流の展開が必要です。
- （公財）豊橋市国際交流協会は、emCAMPUSEASTへ事務所を移転し、まちなか図書館をはじめとする周辺施設と連携し、多くの市民が海外文化に触れる機会を創出しています。引き続き市民が主役となった交流を促進するとともに、情報提供や支援・協力などの環境づくりが必要です。

【取り組みの基本方針】

## 1. 多文化共生の推進

日本人市民と外国人市民との共生社会を実現するため、言葉の壁を解消し、外国人市民の自立や活躍を支援するとともに、日本人市民への受け入れ理解を促進し、外国人市民が地域の一員として活躍できる地域づくりを推進します。

## 2. 国際連携の推進

地域の特色を生かした国際化を進めるため、友好・姉妹都市やパートナーシティとの交流を一層深化させるとともに、（公財）豊橋市国際交流協会をはじめ民間主体による国際交流や国際協力を促進します。

# ５－５ 市民協働の推進

あらゆる主体、世代が自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組む社会を目指します。

## 【現況と課題】

- 地域コミュニティの中心である自治会は、加入率が減少傾向にあるほか、定年延長など社会情勢の変化により、今後、担い手不足がより顕著になるものと考えられ、自治会の活動内容や必要性を周知していくとともに、市からの依頼事項の見直し等による運営の負担を軽減する取り組みが必要です。
- コロナ禍を機に地域のつながりが希薄になったことから校区市民館などを拠点にコミュニティ活動の推進を図る必要があります。
- まちづくりを牽引していく人材の育成など、地域コミュニティや市民活動団体の活動への支援の強化が求められています。
- 人口減少や高齢化が進む中、将来を担う若者が、主体的に活躍することのできるまちづくりを進める必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 地域コミュニティ活動の促進

地域課題の解決に向けて地域住民が主体となったまちづくり活動が活発に行われるよう、担い手の育成に取り組みます。また、自治会が地域活動に注力できる環境整備を進めるとともに、活動の拠点となる校区市民館の機能の充実を図ります。

## 2. 市民活動への支援

市民による主体的なまちづくり活動を活性化するため、福祉、教育、防災、防犯、環境などのさまざまな分野において市民活動団体の公益的な活動を支援するとともに、多様な主体の連携を促進します。

## 3. 若者活躍の支援と機会の充実

若者のまちづくり活動への主体的な参画を促すため、まちづくりを自分の事として捉え、活動していけるように支援します。

# ５－６　男女共同参画・性の多様性を尊重する社会づくり

性のあり方にかかわりなく、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮し、活躍できるまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 2023（令和5）年4月に、性の多様性に関する理解及び尊重や差別禁止等を規定した「豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例」を施行しました。
- 「男は仕事、女は家庭」という固定的な捉え方は着実に解消していますが、社会全体の男女の地位が平等と感じている市民は1割弱にとどまっていることから、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消を進める必要があります。
- 結婚・出産期に当たる年代で女性の労働力率が一旦低下する状況は、緩やかになりつつある一方、女性の正規雇用での就業率の割合は、依然として年齢が上がるにつれ低くなる状況です。男性の正規雇用での就業率が9割を超える中、希望する雇用形態での就業ができていない女性もいることから、女性が希望する働き方で働き続け、活躍できる環境づくりを進める必要があります。
- 性のあり方に起因する悩みを抱える方が、相談しやすい環境を整える必要があります。
- DVや性暴力等の根絶に向けた取り組みが必要です。
- 市民の性の多様性の認知度は向上しているものの、内容の理解は十分には進んでいない状況です。市民の理解を深めるため、児童・生徒、保護者、事業所などへの啓発が必要です。
- 性のあり方にかかわらず、すべての人が安心して生活できるよう、婚姻関係にある方と同様に利用できる制度・サービス等の充実が必要です。

【取り組みの基本方針】

## 1. 性別によらずに活躍できる環境の充実

誰もがいきいきと個性や能力を発揮できるよう、性別による固定的な性別役割分担意識を解消し、職場、学校、家庭などさまざまな場面で男女共同参画を進めるとともに、社会のあらゆる分野で女性の活躍を促進します。

## 2. 性のあり方による困難を抱える人への支援の充実

性別に由来する悩み、性的指向、性自認に関わる不安や悩み、権利侵害を解消するため、相談体制を充実させて一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、市民の性の多様性についての理解促進に取り組みます。また、パートナーシップ・ファミリーシップ制度により婚姻制度等を利用できない市民も安心して暮らすことができる環境を整えます。

# ６ 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち

１ まちなかの活性化

２ のんほいパークの魅力向上

３ シティプロモーションの推進

４ 観光の振興

# 6－1 まちなかの活性化

老朽街区の更新など魅力あるまちなかの整備を行うとともに、公共空間の利活用などによりにぎわいを創出し、魅力にあふれ多くの人に選ばれるまちなかを目指します。

## 【現況と課題】

- 中心市街地の建物は老朽化が進行し、維持管理面や防災面での課題が顕在化しています。
- 豊橋駅を中心として、さらに商業・業務・サービス機能を集積するとともに、まちなか居住を促進するよう再開発事業など民間投資の促進に取り組む必要があります。
- 通りの日常的な清掃や緑の維持管理など、周辺の店舗や企業、住民の協力を得ながら居心地が良く歩きたくなる歩行空間を形成・維持していく必要があります。
- 豊橋駅西口駅前広場は車と歩行者との交錯、送迎車等による渋滞など、安全性、利便性に課題があります。
- 2024（令和6）年に㈱豊橋まちなか活性化センター（TMO）を都市再生推進法人に指定しました。
- 中心市街地の新たな魅力づくりのため、TMOが行うインキュベーション事業や共通駐車券事業などを支援するとともに、空き物件を活用してエリアの価値を高めるリノベーションまちづくりを進め、魅力的な店舗の集積を促進する必要があります。
- 中心市街地のにぎわいを創出するため、来街のきっかけとなるイベントを開催・支援するとともに、各公共施設や商業施設などと連携し、回遊性の向上を図る必要があります。
- 多様な主体と共に中心市街地の活性化に取り組むとともに、将来のまちづくりのキーパーソンとなる人材を発掘し、育成していく必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 魅力あるまちなかの整備

まちなかの魅力を高めるため、再開発事業など民間投資を促進するとともに、広場、公園等の利活用を行うほか、にぎわいの拠点と拠点とを結ぶ通りにおいて居心地が良く歩きたくなる空間形成を図ります。また、空き物件などの民間ストックを活用しリノベーションなどで新たな魅力を付加することで、その周辺エリアの価値を高めます。

## 2. まちなかのにぎわいの創出

まちなかに新たな魅力とにぎわいを創出するため、さまざまな団体と連携したイベントの開催や、拠点施設や地域資源を生かした回遊を促す仕掛けづくりに取り組みます。また、公共空間の民間活用を促進するとともに、将来のまちづくりのキーパーソンとなる人材を発掘・育成し、多様な主体と共にまちなかの活性化に取り組みます。

# ６－２ のんほいパークの魅力向上

生物多様性の保全や動物福祉に取り組むとともに、生きものや環境について学び、関心と理解を深められる場として、市民が集い、楽しむことができる「のんほいパーク」を創ります。

## 【現況と課題】

- 豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）は、園内に動物園、植物園、遊園地、自然史博物館を有する魅力ある複合施設として、市内外から多くの方に利用されています。
- 動物園が社会的に果たすべき役割が増えている中、世界動物園水族館協会（WAZA）への加盟やボルネオ保全プロジェクトへの参画などを通じて、世界規模での生物多様性の保全に貢献しています。希少種のアカモズやヤマトサンショウウオなど、地域の動植物の保全や研究活動を行うとともに、アジアゾウをはじめとする飼育動物の繁殖や飼育環境向上のため、獣舎整備を含むさまざまな取り組みを進めています。
- 国内外から新たな動物を導入し、種の保存や域外保全を実践していくためには、世界基準に則った飼育環境の整備や、生物多様性の保全などへの積極的な取り組みが必要となっています。
- 1992（平成4）年のオープンから30年以上が経過し、園内の公園施設（遊園地、植物園温室、動物獣舎、展望塔など）は老朽化が進行しています。来園者が安全・安心に公園施設を利用できるよう、適切な維持管理・保全改修を行う必要があります。
- 夏場の気温上昇により、来園者や飼育員、飼育動物への負担が大きくなっていることから、早急な暑さ対策が必要です。
- 園全体が登録博物館として認定され、社会教育施設としての認知度が高まりました。今後は動物園、植物園及び自然史博物館の連携だけではなく、他の関係機関とも連携した幅広い教育の取り組みが必要です。
- 近年は、アニメ・ゲーム等の人気作品との連携により、既存の来園者以外の年齢層・地域の方に来園していただくきっかけ作りを進めています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 生物多様性の保全と動物福祉の推進

生きものを取り巻く自然環境や社会環境の変化に対応するため、生息域外、域内の双方における希少種の保全や飼育レベルの向上、生きものの生態に配慮した飼育環境の整備などさまざまな取り組みを進めます。

## 2. 生きものや環境への理解・共感の育成

生きものやそれらを取り巻く環境を楽しみながら学べる場となるよう、講座や体験などを取り入れた教育プログラムの充実を図ります。

## 3. 人が集まる拠点づくり

何度でも訪れたくなる魅力的なのんほいパークであるよう、子どもから大人まで楽しむことができる多様なプログラムを開催するとともに、来園者サービスの向上につながる環境整備と施設の長寿命化に取り組みます。

# ６－３ シティプロモーションの推進

「住み続けたい、また戻ってきたい」と市民一人ひとりが思えるよう、このまちの魅力をさまざまなパートナーと一緒になって伝えます。

## 【現況と課題】

- 近隣市への転出は20～29歳が4割近く、30～39歳が3割近くに上っています。「住み続けたい・また戻ってきたい」と思ってもらうため、ライフステージを意識した情報発信が求められています。
- コロナ禍を経て、テレワーク等の普及により移住や二拠点居住など、働き方の価値観が多様化しています。
- SNSの普及に伴い、市民と来訪者による能動的な情報発信を促す取り組みも求められています。
- 道の駅「とよはし」や豊橋総合動植物公園「のんほいパーク」、まちなかエリアなど、本市の魅力あるコンテンツのポテンシャルを十分に生かすための戦略的な広報が求められています。

【取り組みの基本方針】

## 1. まちのブランド化の推進

魅力にあふれる都市としてのイメージの定着を図るため、多様化する社会の変容に応じながら、このまちの仕事や暮らしの魅力を、さまざまな媒体を活用し戦略的に発信します。

## 2. 豊橋のファンづくり

誰もがこのまちのことを好きになり、関わりを持ちたくなるように、このまちの魅力をさまざまなパートナーとともに発信し、併せてファンが自ら情報を発信することを促進します。

# ６－４ 観光の振興

地域資源（ヒト・モノ・コト）を磨き上げ、訪れた人々の満足度や消費意欲を高める取り組みにより、国内外から観光客が訪れるまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 本市が有する観光資源や発信力だけでなく、東三河地域の自然、文化など多種多様な魅力と連携したプロモーション活動を行っていく必要があります。
- 炎の祭典での手筒花火の放揚、海外へ向けたプロモーションにより手筒花火の魅力を市内外に発信していますが、こうした取り組みを本市への誘客や消費活動につなげることが課題となっています。
- 2019（令和元）年度に開駅した道の駅「とよはし」を拠点に、本市の魅力を体感する体験型観光を進めています。
- 観光事業者の人材不足や働き方改革など限られた資源の中で収益を最大化できるよう、消費額の増加や新たな価値の付与など、観光の高付加価値化を進める必要があります。
- コロナ禍を経て変化した人々の行動様式に合わせた観光商品の開発・磨き上げ、プロモーションが重要となるため、デジタルマーケティングなどを活用した消費者理解や、宿泊・交通事業者などと連携した取り組みが必要です。
- 豊橋新城スマートIC（仮称）の整備を契機に、地域内外からの人の往来を促進する広域交流拠点などの整備に向けて取り組みを進めています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 観光資源の魅力づくり

本市への誘客と消費喚起を促すため、既存の観光資源の魅力を高めるとともに、新たな観光資源の発掘や創出に取り組みます。

## 2. 観光客の受入環境の充実

国内外から訪れる観光客が簡単にわかりやすく情報を入手できるよう、案内方法の充実を図ります。また、観光情報の発信機能の向上と観光客を迎え入れるための体制の強化を図ります。

## 3. 誘客につながるプロモーションの推進

本市の観光資源を目的として多くの方に訪れてもらえるよう、道の駅「とよはし」を拠点とした体験型観光や、宿泊や交通事業者と連携した観光商品の造成による市内の滞在時間及び消費額の増加を促す取り組みを推進するとともに、国内外で観光プロモーションを展開します。また、東三河地域の観光資源をつないで魅力を高めるとともに、地域の連携体制を強化して広域観光への取り組みにつなげます。

# 7　自然と共生し、地球環境を大切にするまち

1　気候変動対策の推進

2　資源循環の推進

3　自然環境の保全

4　緑の環境づくり

# 7－1 気候変動対策の推進

省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの利用並びに気候変動に適応する取り組みを進めることで、環境にやさしいまちを目指します。

## 【現況と課題】

- わが国では、気候変動に関するパリ協定などの国際的な動向を踏まえ、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46％削減、さらに50％の高みに向けて挑戦するという高い目標を掲げています。
- 本市は、2021（令和3）年11月に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティとよはし」を宣言し、省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの導入など、市民や事業者とともに地球温暖化対策に取り組んでいます。
- 「豊橋市地産地消エネルギー指針」を2020（令和2）年に定め、地域に必要なエネルギーを地域で生まれた電力で賄い、地域で循環することを目指しています。
- 国内最大規模のバイオマス利活用センターによる公共施設への電力供給をはじめ、市民や事業者に対する太陽光発電設備導入への助成など、ゼロカーボンシティに向けた取り組みを進めてきました。今後もPPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）などの手法を活用して、公共施設への太陽光発電設備等の導入を計画的に進めていく必要があります。
- 地球温暖化に起因する気候変動により、生活、社会、自然環境等にさまざまな影響が生じています。温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」策に加えて、熱中症予防や集中豪雨等自然災害に対する備えを行うなど、変化した環境に「適応」することの必要性を浸透させる必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 脱炭素社会の促進

地球温暖化防止に貢献するため、市民や事業者の脱炭素に向けたさらなる理解と積極的な取り組みを促進します。また、省エネ設備や次世代自動車などの脱炭素化に寄与する機器等の普及を図るとともに、公共施設や公用車においても率先して導入を進めます。

## 2. 再生可能エネルギーの利用促進

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出する化石燃料の消費を抑制するため、市民や事業者への啓発や助成を通じて、太陽光など地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消を進めます。

## 3. 気候変動への適応策の推進

地球温暖化がもたらす気候変動による影響とその対応策について市民の理解を深めるため、SNSなどのツールを用いて幅広い世代へ分かりやすい周知・啓発活動を行います。

# 7－2 資源循環の推進

ごみ減量やリサイクル、また廃棄物処理の適正化を一層進め、安全・安心な排出環境を整備することで、効果的で効率的に資源が循環するまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 持続可能な社会の実現に向けた人づくり・人の輪づくりを推進するため、市民や事業者、関係団体など多様な主体と協働し、それぞれが環境問題を自らの課題として捉え、その解決に向け主体的に行動できるよう、環境教育や協働の取り組みを促進する必要があります。
- 高齢化社会の進行やライフスタイルの多様化などにより、ごみ・資源の排出状況について変化が生じています。社会の変化に適合したごみの発生抑制や分別・リサイクルを推進する必要があります。
- さまざまな廃棄物が排出されるようになり、分別や廃棄方法が複雑化しています。法改正等の内容を踏まえた正しい処理方法を周知・啓発することで、適切な廃棄物処理を推進する必要があります。
- 不法投棄をはじめとした廃棄物の不適正処理があとをたたないため、継続的なパトロールの実施や事業者への適切な指導を継続して実施する必要があります。
- 日々のごみ出しに課題を抱える世帯やごみステーションの維持管理に負担を感じる自治会が増加する中、戸別収集など社会環境の変化に対応したごみ収集体制を検討する必要があります。
- 本市においても大規模災害の発生リスクが高まっています。平時より災害廃棄物の分別方法や民間団体との役割分担を検討し、発災時には迅速な復旧・復興ができるよう取り組む必要があります。
- 廃棄物処理コストの縮減やエネルギー回収の向上等を目的に、豊橋田原地域におけるごみ処理の広域化に向けた取り組みを進めています。豊橋田原ごみ処理施設の完成に向けて、工事を安全かつ着実に進めるとともに、稼働後において運営モニタリングを適切に実施する必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 環境にやさしいライフスタイルの促進

環境問題を理解し、環境に配慮した行動を実践することができる市民や事業者を増やすため、530運動環境協議会等の団体と連携し、環境教育や食品ロス対策などの啓発活動を進めます。

## 2. ごみ減量・リサイクルの推進

循環型社会の実現に向けて、市民や事業者が取り組みやすい仕組みづくりや啓発活動を通じて、プラスチックごみの削減や古紙、生ごみのリサイクルなど3Rを推進します。

## 3. 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物による環境負荷の低減を図るため、ごみの排出者と処理業者にとって分かりやすい周知・啓発を行うとともに、継続的なパトロールや事業者への指導を行います。また、日々のごみ出しに課題を抱える世帯に対応したごみ収集体制を検討するとともに、ごみステーションを維持管理する自治会や事業者への支援を行います。

さらに、集中豪雨や南海トラフ地震など大規模災害の発生リスクが高まる中、発災後に迅速な復旧・復興ができるよう、平時においても災害廃棄物の分別方法や民間団体等との役割分担を検討します。

## 4. 安全で安定したごみ処理施設の整備・運営

広域的かつ安定したごみ処理を行うため、豊橋田原ごみ処理施設の建設工事を着実に進めるとともに、新施設の適切な運営を実施します。

# 7－3 自然環境の保全

自然と人と社会が共生し、健全で豊かな自然と生態系、暮らしやすい生活空間を次世代につないでいけるまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 若年層における本市の自然環境に関する興味関心が低い傾向にあるため、次世代を担う子どもたちを中心に自然環境の大切さを学んでもらう必要があります。
- 2023（令和5）年6月1日から、アカミミガメやアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定され、アルゼンチンアリなどの特定外来生物とともに継続して防除を行う必要があります。
- 河川等の自然環境の保全には、市民や地域住民の協力が不可欠なため、河川等への愛着を深めるとともに、市民等の自発的な活動を促す取り組みが必要です。
- 水、大気環境ともにおおむね良好な状態が保たれていますが、海域におけるCODなど一部の調査項目では環境基準を達成できておらず、さらなる環境保全対策を進める必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 生物多様性の保全

生物多様性がもたらす生命の恵みを享受するため、市民と協働して自然環境の状況を継続的に把握し、生物多様性の保全に関する啓発を行うとともに、アカウミガメの保護や特定外来生物の防除に取り組みます。

## 2. 親しまれる自然環境の保全

豊かで美しい自然を守るため、河川愛護等に対する啓発を行うとともに、美化活動に取り組む団体を支援し、市民との協働により、河川等の適切な維持管理を行います。

## 3. 水・大気環境の保全

環境負荷を低減して健全で快適な生活環境を保全するため、環境調査や事業所への監視指導等を実施するとともに、浄化槽の適正な維持管理及び単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。

また、市民の環境に対する意識を高めるため、生活排水対策やエコドライブなど身近なことから実践できる環境保全活動に関する啓発を行います。

# 7－4 緑の環境づくり

公園をはじめとする身近な緑を充実させていくことで、みんなに愛される彩り豊かな緑のまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 市民1人当たりの都市公園面積は充足している中、人口規模や住民の年齢構成の変化、それに伴う維持管理の負担増等を踏まえた公園施設の見直しが必要です。
- 公園樹は老木化、大木化、過密化の進行及び成長に伴う見通しの悪化などの課題があるため、緑の環境の改善が必要です。
- 街路樹は老木化の進行や大木化による通行の支障など、安全上の課題があるため、適正な維持管理が必要です。
- 市民にとっての魅力や利便性の向上、また新たな財源確保の観点から、コストの縮減を図りながら事業者や団体と協力した公園・緑地の再生と活性化が求められています。
- 市民協働による公園・緑地などの維持管理や緑化活動が進んでいますが、今後はボランティアの高齢化などによる担い手不足が懸念されるため、新たな人材の掘り起こしが必要です。
- 年齢、性別、障害の有無を問わず利用可能なインクルーシブ遊具などを設置することで、誰もが楽しく一緒に遊ぶことのできる空間を提供する必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 地域に根差した魅力ある公園・緑地づくり

誰もが利用したいと思う公園・緑地となるよう、地域の意見を踏まえた公園整備のほか、施設の更新やインクルーシブ遊具の設置など、居心地のよい空間の整備を進めます。また、公園スポンサー制度の拡充などにより、事業者や団体の協力を得て公園の魅力向上を図ります。

## 2. 樹木の適正管理と緑化・美化活動の推進

安全・安心な緑のある空間を確保するため、危険木・遮蔽樹木の除去や街路樹の適正管理に取り組みます。

また、市民とともに彩り豊かな緑のまちづくりを推進するため、自治会や事業者等と連携した緑化活動や美化活動を行うとともに担い手となる人材を育成します。

# 8 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち

1 都市空間の形成

2 交通環境の充実

3 住宅環境の整備

4 水道水の安定供給

5 下水の適正処理

# 8－1 都市空間の形成

まとまりがあり快適で住み心地がよく、市民一人ひとりが誇りと愛着を持つことができるまちの形成を進めます。

## 【現況と課題】

- これまで立地した都市機能の維持が難しくなることが予想されるため、人口減少を見据え、利便性の高い区域を中心に中長期的な居住の誘導が必要です。
- 公共交通幹線軸の沿線等への居住を誘導するため、居住誘導区域内に「歩いて暮らせるまち区域」を設定し補助金を交付するなど、快適に暮らせるまちづくりを進めています。
- 牛川西部、柳生川南部地区で進めている土地区画整理事業が終盤を迎えています。事業の完了に向け、計画的に都市基盤施設を整備するとともに、暮らしたいと思ってもらえるよう地区の魅力を向上させる取り組みが必要です。
- 本市には、豊かな自然環境や歴史文化など、さまざまな景観資源が数多くあり、これらを生かした調和のとれた景観の形成が必要です。
- バリアを克服するためには、ハード面の整備や困った人へ周りにいる人が手を差しのべるソフト面の取り組みが重要であり、継続的に啓発していく必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. まとまりのあるまちの形成

安全で快適なまち空間を形成するため、自家用車に過度に頼らなくても、拠点や生活圏に応じた過ごし方、暮らし方のできる都市づくりを進めます。また、土地区画整理を進めている地区の早期完了に向けて取り組みを進めます。

## 2. 地域らしくここちよい景観の形成

誇りと愛着をもてる美しいまちをつくるため、地域の成り立ちや景観資源を大切にしながら市民とともに良好な景観を形成します。

## 3. 人にやさしいまちづくりの推進

誰もが安心して暮らし、気軽に出かけられるまちをつくるため、バリアフリー化などのハード面を促進するとともに、思いやりの意識啓発や人にやさしいまちづくりを広める人材育成などソフト面の取り組みを推進します。

# 8－2 交通環境の充実

多様な交通環境を地域と行政が協力して整え、安全で快適に移動できるまちを目指します。

## 【現況と課題】

- コロナ禍によって減少した公共交通の利用者は、生活様式の変化によりコロナ前の水準まで戻っていない状況です。
- 快適で利用しやすい公共交通を維持・確保するため、施設老朽化や慢性的な運転士不足に対応する必要があります。
- ICTやAI等を活用した新しい技術の導入を選択肢として考えていくことが重要です。
- 2024（令和6）年度に本市初となる東名高速道路の豊橋新城スマートIC（仮称）の工事に着手しました。
- 国道23号名豊道路は、2025（令和7）年3月に全線開通しました。今後も暫定2車線区間における4車線化に向けた取り組みが必要です。また、浜松湖西豊橋道路は、国による計画段階評価が完了し、県による都市計画及び環境影響評価の手続きが進められています。
- 交通渋滞や沿道環境を改善するには、幹線市道のさらなる整備を進める必要があります。
- 本市には幅員が4mに満たない「狭あい道路」が多く存在し、緊急車両の通行や災害時における迅速な避難の妨げになるなど多くの問題を抱えています。
- 災害時における人や物資の移動を確保するため、重要路線を計画的に維持管理する必要があります。
- 道路の舗装や橋りょう、駅周辺の公共駐車場など都市基盤施設の老朽化が進んでいるため、予防保全をより一層進めることにより、ライフサイクルコストの縮減と安全性・健全性の確保を図る必要があります。
- 地元の理解と協力を得ながら、通学路の歩道設置や交差点改良を実施する必要があります。
- 環境負荷の軽減や健康意識の高まりなどから、過度に自家用車に頼ることなく、公共交通や自転車などでの移動を中心とするようなライフスタイルの転換が求められています。

【取り組みの基本方針】

## 1. 公共交通の維持と活性化

誰もが利用しやすい公共交通を維持・確保するため、交通事業者による施設等の改修や運転士確保、路線バスやコミュニティバスの運行を支援するとともに、新しい移動手段の導入に取り組みます。また、ICTなど新技術の活用による利便性の向上や利用啓発などにより、公共交通の利用を促進します。

## 2. 幹線道路の整備

地域相互交流、物流の円滑化、交通渋滞の緩和及び緊急輸送道路の確保等のため、広域幹線道路の整備を促進します。

また、広域幹線道路機能の補完や安全・安心な道路環境の確保のため、幹線市道の整備を進めます。

## 3. 交通施設の老朽化対策

快適で災害に強い交通環境を確保するため、老朽化した道路の舗装や橋りょうなど道路施設の適切な維持管理を行うとともに、狭あい道路の改善を図ります。

また、駅周辺施設の安全性を確保するため、公共駐車場などの適切な維持管理を行うとともに、利便性の向上を図ります。

## 4. 交通安全施設の整備

通学路などの安全が保たれるよう、歩道や防護柵の設置、交差点の改良に取り組むとともに、自転車通行空間などの交通安全施設を整備します。また、自動車の走行データを活用した効果的で効率的な交通安全対策を進めます。

## 5. 自転車活用の推進

快適で安全に自転車を利用できるよう、自転車通行空間の整備や駐輪環境の向上に取り組みます。また、生活の中に自転車での移動を取り入れる意識啓発を行うとともに、観光やスポーツなどと連携してさらなる自転車の活用を進めます。

# ８－３ 住宅環境の整備

大地震に備えた住宅の防災・減災対策を講じていくとともに、多様化する居住ニーズに対応することで、誰もが安心して暮らせる住環境が整備されたまちを目指します。

## 【現況と課題】

- 2024（令和6）年度末時点の市内住宅の耐震化率は93．5％です。大規模地震発生時の被害を軽減するため、旧耐震基準の住宅など建築物の耐震化や減災化、倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去が必要です。
- 高齢者や障害者、低所得者などの住まいの確保が困難な方が増加しています。こうした方々が円滑に入居できる住まいの供給促進が必要です。
- 市営住宅では、入居者の高齢化や施設の老朽化が進んでいます。人口や世帯の動向を踏まえ、多様化する入居者ニーズへの対応と、より効果的な施設の維持管理が必要です。
- 2023（令和5）年10月1日時点の市内の住宅の空家率は13．5％で、増加傾向にあり、不適切な管理により、周辺の住環境に悪影響を及ぼす空家への対策が必要です。
- 空家所有者が抱える問題を解決に導くため、2025（令和7）年1月に空家対策専門アドバイザーがオンライン等で対応する相談窓口を新たに開設しました。
- 築40年を超え、高経年化が進むマンションが増えています。こうしたマンションが適切に管理されずに放置されると、周辺の住環境に悪影響が生じる恐れがあります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 建物の耐震化・減災化の促進

南海トラフ地震などの大規模地震災害から市民の生命や財産を守るため、旧耐震基準の住宅など建築物の耐震化や減災化、さらに倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去を促進します。

## 2. 安心して暮らせる住まいの確保

多様化する居住ニーズや住まいの確保が困難な方々に対応するため、官民が連携して住まいを安定的に供給できる環境整備に取り組みます。また、市営住宅の長寿命化やバリアフリー化などを計画的に進めるほか、将来需要を見据えた管理戸数の適正化を推進します。

さらに、マンションの適切な管理を促進するため、マンション管理制度の普及啓発を行い、所有者等による計画的な施設管理を支援します。

## 3. 空家対策の推進

周辺の住環境に悪影響を与える空家を減らすため、所有者へ適切な管理の指導や解体支援などを行うとともに、専門事業者等と連携して空家の相談対応の充実を図ります。

# ８－４ 水道水の安定供給

水の大切さを市民一人ひとりが認識するとともに、老朽化した水道施設の更新及び耐震化により、災害時においても水道水を安定的に供給します。

## 【現況と課題】

- 2024（令和6）年度末時点の水道普及率は、人口比で99．9％です。
- 本市の水道事業における有形固定資産償却率は、2023（令和5）年度末時点において55．43％と全国の類似団体平均52．74％を上回っており、水道施設の老朽化が進んでいることから、安定給水の確保のため計画的な改良・更新が必要です。
- 2026（令和8）年度から新たに水質基準項目となる予定の有機フッ素化合物（PFAS）への対応など、信頼性の高い水質検査体制に基づく水質管理を行う必要があります。
- 2024（令和6）年4月より、上水道の整備・管理行政が厚生労働省から下水道を所管する国土交通省に移管され、上下水道一体での効率的かつ計画的な施設整備を進めていくことが求められています。
- 水道は重要なライフラインであり、災害時においても水道水を安定的に供給することが求められています。2024（令和6）年能登半島地震における被災地支援の経験を生かし、ハードだけでなく、ソフト対策についてもより一層進めていく必要があります。
- 本市の給水人口や水需要、料金収入は減少傾向にある一方で、物価上昇に伴い経常費用が増加しています。老朽化した水道施設の改良・更新の増加などにより、今後も事業運営に係る費用は増加することが予想されるため、より一層の経営の効率化や財政状況を踏まえた水道料金の見直しを行う必要があります。
- 安全・安心な水道水の安定供給に必要な人材の確保や育成、水道事業への市民の理解と協力を得るための効果的な広報やサービスの向上、環境負荷の軽減や広域的な水道技術支援をはじめとした社会貢献活動など、さまざまな視点から安定的な事業運営に取り組む必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 安全・安心な水道水の安定供給

安全で安心な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設の計画的な改良・更新や適正な維持管理、信頼性の高い検査体制に基づく水質管理を実施するとともに、自己水源の保全や愛知県営水道の効率的な水運用を行います。

## 2. 災害対策の推進

災害時においても水道水を安定的に供給するため、避難所等の重要施設に繋がる水道管などを優先した上下水道一体での計画的な耐震化を進めるとともに、災害対応力の強化を図ります。

## 3. 経営の効率化と安定的な事業運営

安定的な事業運営を行うため、水道料金の確実な徴収に加えて、DXや広域連携などによる一層の経営基盤の強化を図るとともに、事業運営に必要な人材の確保や水道事業への市民の理解と協力を得るための広報活動を行います。また、広域的な水道技術支援により、周辺自治体も含めた地域全体の安定的な事業運営に貢献します。

# 8－5 下水の適正処理

下水道事業の安定的な運営を行うとともに、老朽化した施設の更新及び耐震化により、災害時においても適正に下水を処理します。

## 【現況と課題】

- 2023（令和5）年度末時点の汚水処理人口普及率は、92．2％です。全国では93．3％、愛知県では93．2％であり、本市はわずかに低い状況です。未普及地区の整備を進め、市民生活の環境の向上、水質保全の確保に努めていく必要があります。
- 2025（令和7）年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故を受け、全国特別重点調査が実施されるなど、老朽化対策が課題となっています。また、本市の下水道事業における有形固定資産償却率は2023（令和5）年度末時点において49．85％と全国の類似団体平均34．87％を上回っており、下水道施設の老朽化が進んでいることから、適正な下水処理のための計画的な改築・更新を行う必要があります。
- 2024（令和6）年4月より、上水道の整備・管理行政が厚生労働省から下水道を所管する国土交通省に移管され、上下水道一体での効率的かつ計画的な施設整備を進めていくことが求められています。
- 下水道は重要な公共インフラであり、災害時においても下水道の流下機能を確保し、処理することが求められています。2024（令和6）年能登半島地震における被災地応援の経験を生かし、ハードだけでなく、ソフト対策についてもより一層進めていく必要があります。
- 近年、気候変動による局地的な豪雨が全国各地で発生しており、本市における浸水対策に対する考え方を整理し、気候変動による影響を踏まえた計画的な浸水対策を行う必要があります。
- 本市の排水人口や使用料収入は減少傾向にある一方で、物価上昇に伴い経常費用が増加しています。老朽化した下水道施設の改築・更新の増加などにより、今後も事業運営に係る費用は増加することが予想されるため、より一層の経営の効率化や財政状況を踏まえた下水道使用料の見直しを行う必要があります。
- 適正な下水処理に必要な人材の確保や育成、下水道事業への市民の理解と協力を得るための効果的な広報やサービスの向上、環境負荷の軽減を通じた社会貢献など、さまざまな視点から安定的な事業運営に取り組む必要があります。

【取り組みの基本方針】

## 1. 下水道の維持・整備

生活環境の向上や三河湾などの水質を保全するため、老朽化した下水道施設の計画的な改築・更新や適正な維持管理、処理水質の管理に取り組むとともに、豊橋市汚水適正処理構想等に基づき、下水道未普及地区の整備を推進します。

## 2. 災害対策の推進

大規模な災害に備えるため、上下水道一体での計画的な下水道管路施設や処理場等の耐震化を進めます。

また、浸水被害を軽減するため、雨水排除能力や施設の耐水性能の向上に取り組みます。

## 3. 経営の効率化と安定的な事業運営

安定的な事業運営を行うため、下水道使用料や受益者負担金の確実な徴収に加えて、DXや広域連携などによる一層の経営基盤の強化を図るとともに、事業運営に必要な人材の確保や下水道事業への市民の理解と協力を得るための広報を行います。また、バイオマス資源のエネルギー化など、環境負荷の軽減に貢献します。

# Ⅵ　まちづくり戦略
# （第3期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

-----ポイント----------

〇次期まちづくり戦略は、『人口減少に対応』するためのまちづくりを進めていく。
〇特に、市民一人ひとりの「暮らしやすさ」に力点を置き、豊橋に住む人各々のライフステージで希望をかなえられるまちの実現を目指す。

-----横断的な視点----------

デジタル・先進技術の活用

☝デジタル・先進技術を積極的に活用することで各取り組みを加速させる。

# 1 安心に包まれた子育て・教育環境づくり

## 個別戦略

安心して子育てができ、すべての子ども・若者が心豊かに成長できるよう、社会全体で支える環境を整えます。

【ポイント】

✓子ども・若者が自分らしく生きていくための基礎を育む

自立した個人として幸福な生活を送るためには、生まれながらに持つ権利が尊重され、等しく学び、成長できる環境を確保する必要があります。子ども・若者が安心して過ごせる場所の確保や地域の特色を生かした教育など、子ども・若者の可能性を最大限に引き出すことができる環境づくりを進めます。

✓「ライフデザイン」を考える機会の提供

自分自身の理想とする将来像を描き、その実現のために何をすべきかを考えることは、将来の選択肢を広げ、可能性を引き出す上で重要です。本市ならではの学びや暮らしの魅力を知ることで、自分が住むまちへの愛着を深めてもらう機会を提供するとともに、一人ひとりが自らの意思で人生を選択できる環境を整えます。

【施策の基本方針】

### 1. 子ども・若者の成長を支える環境づくり

子ども・若者が生まれながらに持つ権利と多様な価値観を尊重し、子どもたちの意見を取り入れながら、安心して過ごせる居場所の確保や自立した個人として等しく成長していくための支援を行います。

### 2. 未来を創る教育の推進

地域や外部人材との連携により、多様な体験や専門性を生かした教育を提供し、子どもの可能性を最大限に引き出すことで、自ら考え、行動し、自分らしく生き抜いていく力を育成します。

### 3. 妊娠、出産、子育てへの包括的支援

結婚や出産を希望する方への取り組みを行うとともに、ライフステージに応じた心身のケアや経済的負担の軽減を行い、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整えます。

### 4. 地域で子育てを応援する環境づくり

企業や関係機関と協力し、性別にかかわらず育児休業の取得やフレックスタイム・テレワークの導入など、子育て世帯の希望に沿った働き方を推進するとともに、子育ての不安や負担の軽減につながる地域の子育て支援機能を充実することで、子育てを社会と地域が一体となって支える意識づくりに取り組みます。

## 2 希望に満ちた仕事づくり

個別戦略

魅力的な仕事の創出と多様な人々のワークライフバランスを実現し地域経済の成長を促進することで、豊かに暮らせるまちを目指します。

【ポイント】

✓豊橋で“働きたくなる”環境づくり

人が豊かに暮らすためには、生活の基盤となる仕事が必要であり、事業者が事業活動を進めやすい環境や、すべての働く人にとって快適に仕事ができる環境が整っていることは、本市が選ばれるための重要な要素です。

そこで、事業者に選ばれるよう産業用地・ほ場の確保や道路整備など産業基盤の強化を図るとともに、働く人にとって魅力的な働く場の創出や多様な働き方の推進に、官民で一体となり取り組むことで、誰もが働きたくなる環境づくりを進めます。

【施策の基本方針】

### 1. 産業インフラの整備

産業用地・ほ場の確保や道路、港の整備を行うことにより、企業等の立地を促進し雇用機会の拡大を図ります。

### 2. 経営基盤の強化と新たな地域産業の創出

事業継続への支援や生産性向上につながる取り組みを進めることにより、事業活動の継続・成長を支えるための基盤強化を図ります。また、地域経済の活性化につながる新規事業の創出、創業（起業）の促進や、革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指す起業家を継続的に生み出す仕組みづくりなどにより、新たな地域産業の創出を図ります。

### 3. 多様な働き方の推進と人材確保・育成

働く人同士の相互理解や働きやすい環境づくりをはじめ、人材の市内定着に向けた取り組みやデジタル技術などの活用に向けた一層のスキル習得を進めることにより、多様な働き方の推進と人材確保・育成を図ります。

# 3 定住につながるまちの魅力づくり

## 個別戦略

まちへの誇りと愛着を高めるとともに、地域の魅力を磨き上げ、戦略的に発信することで本市に住み続ける人や関わる人が増える好循環を生み出します。

【ポイント】

✓暮らしの満足度を高める

特に若い世代の市外への流出防止は喫緊の課題です。住み続けたい、また戻ってきたいと思えるよう、暮らしの中でまちの魅力や活力を体感し、本市への誇りと愛着を高められる機会を継続して提供します。

✓戦略的な情報発信

さまざまな媒体を活用し、誇りと愛着に根差した地域の魅力を戦略的に届けることで、本市に関わる人が増える好循環を生み出します。

【施策の基本方針】

### 1. 定住の推進

多様な人々がそれぞれの価値観で暮らしやすい環境を整え、暮らしの中で本市の良さを実感し、誇りと愛着を高めることができる機会を継続して提供します。

### 2. 多様な活動の拠点を生かしたまちの活力創出

人が集い、有意義な時間を過ごすことのできる拠点を充実させ、多くの人を惹きつける魅力を創造します。それぞれの拠点を生かして人を呼び込むとともに、地域内外の多様な人たちの交流による新たな価値の創出を促進します。

### 3. 地域資源の磨き上げと情報発信

道の駅「とよはし」やのんほいパーク、人気作品やアーティスト等との連携など動員力の高いコンテンツ、地元グルメやロケ地など、多彩な地域資源の充実を図ります。また、本市の魅力を市内外に効果的にプロモーションし、本市の認知度向上及び市民・来訪者による能動的な情報発信などのアクションにつながる取り組みを進めます。

# 4 暮らしを支える都市空間づくり

## 個別戦略

強靭な社会基盤の整備とともに、持続可能でまとまりのある環境に配慮した住みよいまちを形成します。

## 【ポイント】

### ✓共助意識のさらなる向上

私たちの暮らしの安全・安心を確保するためには、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という自助意識を常に持つことはもとより、いざという時には互いに助け合うことが必要です。共助意識のさらなる向上を図ることで、消防団や防災リーダーなどを中心に、市民・自治会・企業等の地域が一体となった災害に強いまちづくりを進めます。

### ✓多様な交通手段による人とまちのつながりの創出

持続可能でまとまりのあるまちづくりには、都市構造に応じた公共交通ネットワークの形成、自家用車に過度に頼らない意識への転換が必要です。多様な交通手段により都市拠点や地域拠点へのアクセスを向上させることで、人とまちがつながり、安全で快適に利用できる移動環境を整えます。

## 【施策の基本方針】

### 1. 安全で安心できる暮らしやすいまちの強靭化

医療・介護・福祉サービス、防犯・交通安全対策など、あらゆる分野においてデジタル・先進技術を活用することで市民の暮らしの安全・安心を実現します。また、老朽化する社会インフラの更新などを行いながら、地域防災力のさらなる向上による、持続可能なまちの強靭化を図ります。

### 2. 便利で快適な住みよいまちの形成

都市機能の集積並びに居住誘導と、利便性の高い公共交通ネットワークの形成による、まとまりのあるまちづくりを進めるとともに、美しい景観や居心地が良く歩きたくなる空間をつくります。

### 3. 環境に配慮した社会づくり

再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消など、地域資源の有効活用を進めることで、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

# Ⅶ 基本計画推進のために

基本計画に掲げる政策を総合的かつ計画的に推進するため、『私たちがつくる 未来をつくる』という基本理念のもと、SDGsの目標を踏まえ、率先して事業を展開します。また、これを支える行財政運営等の方針を以下に示します。

## 1. 時代の要請に応える『行政運営』

本市を取り巻く環境は刻々と変化を続け、行政課題もまた多様化し、複雑で高度なものとなっています。このような中、質の高い市政運営の実現につなげるために、社会ニーズや時代の変化を的確にとらえ、先駆的な取り組みにも果敢に挑戦することのできる人材の育成を進めるとともに、多彩な経験を持つ人材の確保を図ります。あわせて、こうした人材が能力を最大限発揮し、いきいきと活躍することができる風通しのよい組織風土と、新たな行政課題に迅速で機動的に対応できる組織体制をつくります。

また、人口減少の局面にあって財源や人員が限られる中、サービス水準を維持し、市民に寄り添った行政サービスを提供するため、生産性の向上が期待されるデジタル技術の導入や組織全体の働き方改革を積極的に進めます。

さらに、市民のまちづくりに対する意識が高まる中、市民ニーズをより的確にまちづくりに反映させるため、未来を担う子どもの声をはじめ、市民の声に積極的に耳を傾けるとともに、さまざまな媒体を活用し、分かりやすい情報を発信します。

## 2. 規律ある持続可能な『財政運営』

物価高騰や高齢化社会の進行など社会情勢を背景とした財政需要の増加に加え、世界経済の不透明感から景気の後退リスクを伴うなど、引き続き厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。行政評価による既存事業の見直しを行い、事業の選択と重点化を図るとともに、市税やふるさと寄附金等の自主財源のほか、国県補助金や市債の活用による財源確保に努めます。

また、既存の公共施設等の多くが老朽化しており、更新や維持管理等に係る経費は今後、大幅に増加することが予測されます。将来にわたる更新・維持費用の縮減かつ平準化に向け、公共施設等の計画的な保全による長寿命化を進めるとともに、施設需要の変化を的確にとらえて必要性と有効性を勘案する中で、公共施設等の複合化や集約化などにより最適化を図ります。

## 3. 多彩な主体と築く『パートナーシップ』

急速に変化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応しながら、持続可能なまちづくりを進めるためには、これまで以上に市民や事業者と協働したまちづくりを推進する必要があります。さらに、単体の自治体だけでなく近隣市町村との連携や行政区域にとらわれない住民の生活区域を意識した取り組みが重要となります。地域コミュニティや市民活動団体、近隣市町村との連携をさらに強固なものとし、年齢や性別、国籍などによらず、あらゆる市民が活躍することができる機会を創出するとともに、民間企業の柔軟な発想や優れた技術力、地元大学の専門性、金融機関の持つ知見などを生かし、産学官金が一体となって、地方創生を推進します。

また、本市を含む東三河地域や三遠南信地域では、歴史的、社会的、経済的なつながりを背景とした強固な連携体制を構築してきました。県内でも人口減少が急速に進んでいる東三河地域の住民サービスを高い水準で保つため、東三河県庁や東三河広域経済連合会等との連携をさらに深めるとともに、東三河広域連合を通じて行う取り組みを推進するほか、三遠南信地域といった県境をまたぐ広範囲の連携も含めて、さまざまな分野で魅力と活力を高めるための取り組みを積極的に推進します。

# Ⅷ　これまでの主な取り組み

第6次豊橋市総合計画後期基本計画を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、市民会議やワークショップなどの取り組みを実施しました。

## ○豊橋市まちづくり市民会議

令和6年度は、本市の重要課題ともいえる人口減少対策について、「しごとづくり」「ひとの流れづくり」「子育て教育づくり」「都市基盤づくり」の4つのテーマに対して、「直近5か年で変わったこと」「今後5年間で重要な視点」などについて意見を伺いました。令和7年度は8つの「目指すまちの姿」ごとに「未来をつくるみんなのアクション」についてアイデアをいただく予定です。

開催状況：　全6回　（令和6年度）
　　全3回　（令和7年度）（予定）
対象者数：　21 名

## ○豊橋市まちづくり懇談会

産業界、大学、行政機関の代表者に「まちづくりにおける重要な視点」をテーマに意見を伺いました。

開催状況：　全1回　（令和6年度）
対象者数：　7 名

## ○市民まちづくりワークショップ

まちづくり戦略を策定するに当たり、市民ワークショップを実施し、「直近5か年で変わったこと」「課題」「なりたい未来」についてグループワークを通じて意見を伺いました。

開催状況：　全3回　（令和6年度）
申込者：　25名

## ○まちづくり出前講座

出前講座を通じて、「どのような豊橋にしたいか（中学生）」「豊橋で、守りたい、風景、人、もの、ことは何（小学生）」「それは何故か」「実現するために自分に何ができるか」について意見を伺いました。

開催状況：　全8回（令和6・7年度）
参加者数：　小学生　300名
　　中学生　53名

## ○子どもワークショップinこども未来館

こども未来館にてイベントを実施し、「子ども向けワークショップ」「保護者への「子どもの居場所」に係るアンケート」「保護者への豊橋の子育て環境に関するインタビュー」を実施しました。

開催状況：　全1回（令和6年度）
参加者数：　① 子ども　150名程度
　　② 保護者向けアンケート　115名
　　③ 保護者向けインタビュー　19名

## ○外国人市民会議

外国人市民会議（テーマ「ヤングケアラー」）に参加し、外国人の子どもがおかれている現状や課題について意見を伺いました。

開催状況：　全1回（令和6年度）
参加者数：　6名

## ○中学生政策提言

青陵中学校より「牛川の渡しを使ったまちづくり」について政策提言があり、生徒とまちづくりについて一緒に考え意見を交わしました。

開催状況：　全1回（令和6年度）
参加者数：　35名

## ○豊橋祭り会場にて「豊橋の好きなところ」ヒアリング

豊橋まつりの会場にて「クラストコ（豊橋）祭り」イベントを開催し、あなたの「豊橋の好きなところ」について意見を伺いました。

開催状況：　全1回（令和4年度）
参加者数：　約400名

## ○豊橋市のまちづくりに関する市民アンケート調査

実施状況：　令和6年9月
対象数　：　5，000名（回収数1，169名（回収率23．5％））
　　豊橋市在住の18歳以上（令和6年8月28日時点）の男女

## 策定体制

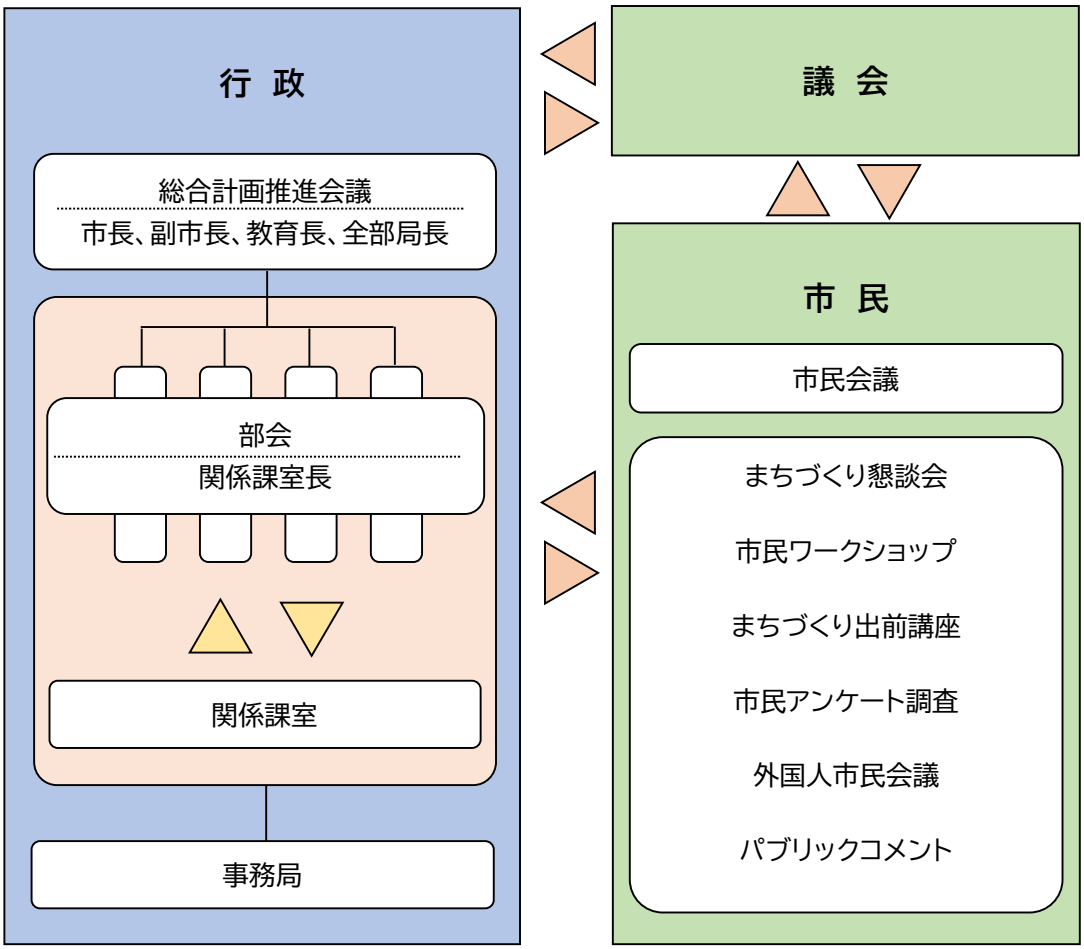
行 政
総合計画推進会議
市長、副市長、教育長、全部局長
部会
関係課室長
関係課室
事務局
議 会
市 民
市民会議
まちづくり懇談会
市民ワークショップ
まちづくり出前講座
市民アンケート調査
外国人市民会議
パブリックコメント

# Ⅸ　今後のスケジュール
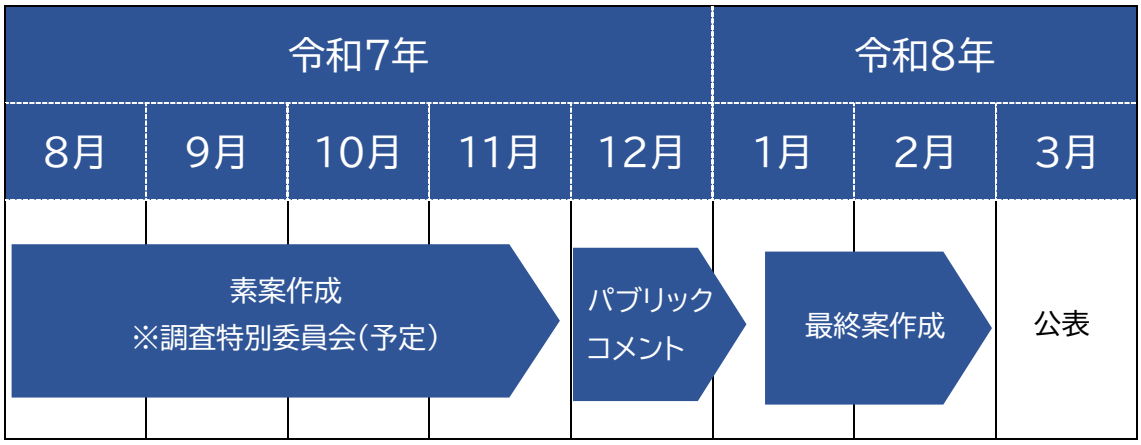
　第6次豊橋市総合計画・後期基本計画骨子（案）についていただいた意見を参考に以下のスケジュールにて引き続き策定作業を進めます。